

## 総務委員会会議録

日時 平成25年10月1日(火) 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後3時47分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修  
副委員長 早川 浩  
委員 白井 成夫 望月 清賢 棚本 邦由 清水 武則  
仁ノ平 尚子 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 井上 利男 警察本部長 真家 悟  
生活安全部長 古屋 一栄 警備部長 門西 和雄 交通部長 宮崎 清  
警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 総務室長 梶原 猛一  
会計課長 清水 一成 地域課長 古屋 正人 生活安全部参事官 輿水 雅彦  
警備部参事官 眞壁 昌三 交通企画課長 佐藤 直行 警察学校長 佐藤 元治  
首席監察官 輿石 靖 警務部参事官 松原 茂雄 教養課長 長田 法  
刑事部参事官 浅川 和章 捜査一課長 小林 仁志 捜査二課長 佐藤 岩生  
通信指令課長 岡田 寿雄 少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦  
警備二課長 清水 順治 運転免許課長 篠原 義政  
交通規制課長 窪田 圭一 交通指導課長 三井 司 監察課長 市川 和彦  
厚生課長 三浦 元彦 情報管理課長 古屋 政博  
組織犯罪対策課長 楠 宏一

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明  
リニア交通局長 小野 浩  
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇  
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人  
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁  
秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳  
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健  
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭  
北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正  
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子  
消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進  
国民文化祭課長 樋川 昇  
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二  
交通政策課長 広瀬 久文

総務部長 前 健一 会計管理者 小林 明  
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 芦沢 幸彦  
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁

総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉  
総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸  
職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則  
管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛  
防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏  
出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広 管理課長 佐野 光一  
工事検査課長 矢崎 政人  
人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太  
監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦  
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

議題 (付託案件)

- 第90号 山梨県県民会館設置及び管理条例廃止の件  
第91号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正  
第97号 山梨県土地開発公社の定款変更の件  
請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1  
請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2  
請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて  
請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて  
請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて  
請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて  
請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて  
請願第25-6号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて  
請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて  
請願第25-11号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に関することについて

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願については、第25-6号および第25-11号について採択すべきものと決定し、他の請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午前10時49分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時12分から午後2時12分まで、途中、午後12時14分から午後1時34分まで休憩をはさみ知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後2時33分から午後4時25分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第91号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

(ヘリコプター運航体制強化事業費について)

早川副委員長 今回の補正予算が先ほどの説明で「はやて」の新規操縦士の教育費ということですが、この約2,100万円は、あくまでも一般の感覚なんです。資格取得の費用としては高いと思うんですね。そこで、まず、今回、先ほど説明にあったかもしれないですが、最初から有資格者を限定して採用することはできなかったのか。また、まず、そうであれば、採用した能力もあり即戦力も高いというその人材が、どのような経験を持っている人なのか、この2点をまず伺います。

古屋地域課長 「はやて」につきましては先ほどの御説明のとおりベル式212型の限定資格、これを持っていなければ操縦することができません。今回の受験者の中には有資格者がございませんでした。ベル式212型の限定資格は一般的には一定の経験を積んだ中堅の操縦士でないとなかなか取得しておらず、即戦力の人材確保はなかなか厳しいものがございます。また、本日付で採用となりました操縦士につきましては、ベル式212型の限定資格は有してはいないものの、「はやて」と同規模のいわゆる中型機の操縦経験が豊富であるとか、操縦士歴が25年とベテランであります。したがって、十数時間の訓練で「はやて」の操縦になれると思われ、「はやて」の限定資格を取得するレベルに達する期間は、中型機の未経験者と比べまして大幅に短縮されると思います。

早川副委員長 わかりました。事前に少しこの話を伺ったところ、この研修費ですけれども、この資格取得に関して民間に委託して行われるということで、これそもそも外部ではなく、例えば、県警とか警察関係の内部で資格取得ができなかったのか、そしてまた、この委託料がそんなに高いのか、こんなにかかる理由がわかれば教えていただきたい。

古屋地域課長 限定資格を取得するためには、航空機の運航に関する高いレベルの知識・技能が必要となります。資格取得のための実技訓練では多くの訓練項目が定められておりますが、山梨県内には連続した離発着陸が可能な飛行場とか、地上から電波を飛ばして方位と距離を航空機に送る無線航法施設がないことから、施設的にできない訓練がございます。また、県警察には「はやて」が1機しか配備されておりませんので、「はやて」を他県に持ち出して訓練を実施した場合、その間は山梨県内における有事即応体制に支障を来すこととなり、物理的にも「はやて」を使用した訓練は不可能であり、民間に委託しなければならないのが実情でございます。

また、限定資格の取得に係る費用を民間に委託した場合には、ヘリの実機使用分を含めましてどうしても1時間当たりの単価が高くなりまして、全体として高額な費用となりますので御理解をお願いいたします。ちなみに民間のヘリコプターで山岳遭難救助をする場合、機種とか気象条件等により異なりますが、1時間程度の捜索で100万円余というような経費がかかると承知しております。

早川副委員長 高いということはわかりました。その機種用の資格が必要ということになるとや

むを得ないということがわかりました。

最後になりますけど、この委員会でもことしの5月に県警の航空隊の現地視察で、ビデオを見たりして山岳県である本県が、これから世界遺産の効果もあって山岳救助の必要性が高まってくると思うんです。事前に防災ヘリ「あかふじ」の運行体制を確認したんですが、「あかふじ」は7人体制でやっているようですが、そのときに県警にも伺ったところ、2名から今回3名に戻すということなんですが、3人体制でもかなりハードだというふうに伺いました。その現状を聞くと週末などは自宅の周辺での待機、呼び出しの体制で、有事のとき事務所に完全に待機しているよりは、時間的なロスが実際に発生するというのも伺ったんですね。ですから、経費のかかることなので安易にふやせというわけにはいかないんですが、シーズン中のこととか、週末の危険性とか、先ほどのことなどを加味すると、私は2人、2人のペアになった4人体制であることも必要であって、これが救助だけじゃなくて逃亡犯の追跡の強化、ビデオを見ましたが、その強化にもつながるので、4人の体制もできるのであれば必要じゃないかと思うんですけど、御所見を伺います。

古屋地域課長 現在、県警航空隊では祝祭日に隊員が交代で待機体制をとり、緊急の出動要請があった場合には操縦士、整備士を各2人ずつ航空隊に招集して対応しております。隊員の中には遠方に居住している者もおりますので、実際に「はやて」が離陸するまでには1時間程度を要しているのが実情でございます。本日付で採用となりました9月補正の対象となる操縦士以外に、もう一人平成26年4月採用予定で、将来的には操縦士として育成していく人材を確保しております。委員御指摘の点を踏まえまして、計画的に体制の強化を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(暴力団抗争事件について)

清水委員

質問をさせていただきます。警察の皆さんには日夜県民のために御努力いただいて本当に心から感謝申し上げます。本日質問するのは、今までこういった暴力団抗争ということは、私の地元の葦崎市ではなかったわけでごさいます、新聞を見まして地域の皆さんからいろいろと、今こういう事案がありましたゆえに、きょうはこの件をお聞きしたい、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

その中で特に発砲事件というのが、今日までどのくらい発生しているのか、その点についてお伺いすると同時に、一般の方に被害があったかどうか、事務所関係も含めてお教願ひします。

楠組織犯罪対策課長

昨年11月以降、対立抗争に絡みます発砲事件は24件が県内で発生しております。御質問のけが人の関係でごさいます、幸いなことに民間、一般の方のけがとといったようなものはございませぬ。また、発生は昨日も同様ですが、暴力団の事務所あるいは暴力団の居宅の壁、あるいは暴力団関係者の会社の壁、あるいは駐車している車、こういったものに向けての発砲でごさいます。

清水委員

こういったことについてはなかなか難しいことではございませぬけれども、この抗争を収束させる方策について改めてお伺ひします。

楠組織犯罪対策課長

県警としましてはこの対立抗争に向けて暴力団関係者の徹底検挙、資金源の封圧及び暴力団排除活動、これを暴力団対策の大きな3つの柱として、これらを相互に連携させながら強力に推し進めていくことが、対立抗争の早期終結につながるものと考えております。

清水委員

なかなかいろいろと大変だと思うわけでありませぬけど、暴力団を撲滅するという意味では、今言われませぬ暴力団員の徹底検挙、資金源、それから、暴力団排除ということで、この3本の柱を対策として講じていくことが重要だと思ひませぬけど、できればもっと具体的に説明していただければありがたいと思ひませぬ。

楠組織犯罪対策課長

対立が表面化したしまして一昨年の5月末から現在まで、まず徹底検挙の関係ですが、稲川会及び対立しています山梨侠友会関係者、これらの関係者を81名逮捕いたしました。また、資金源の関係でごさいます、最も有力な資金源であります覚醒剤事犯、この違反被疑者を本年昨日までに54名を逮捕するとともに、みかじめ料や祭典、お祭りから暴力団を排除といった暴力団の資金源封圧活動を強力に推し進めております。さらに県や市町村等の自治体、事業所、県民の皆様の御理解をいただきながら、官民一体となった暴力団追放大会などを実施してきたところでごさいます。他県におきましては先日の新聞報道にありませぬように、金融機関で不当な貸し付けを行うなど、いまだに暴力団とのつながりも認められることから、今後も暴力団排除活動を強力に展開してまいる所存でごさいます。

清水委員 今お話の中で資金源の関係、それから、暴力団員の関係、それから、みかじめ等々お話を伺ったわけでございますけれども、今回の発砲事件の発生を受けて、さらに県警は県民の皆さんにそういった暴力団の追放、排除の覚悟を、どのように徹底をされているのかお伺いいたします。

楠組織犯罪対策課長

今回の発砲事件の発生を受けまして、県警におきましては検挙のための捜査はもとよりでございますが、直ちに両組織に対して相手組織に報復等の手を出さないようにといった、例えば強い警告を行いました。また、暴力団事務所等の周辺に警戒員の配置を強化いたしましたし、さらにこの事件に関する背景、情報収集等に一層努めているところでございます。引き続き、県民への危害防止が一番の大きな問題でございます。不安の除去を重点として捜査や警戒活動を徹底してまいるところでございます。

清水委員

県民の生命を守るために本当に御苦勞をおかけするわけでございますけれども、こういった中で改めてお聞きするわけでございますが、今回の事件で27日深夜に発砲の音を聞いているという報道がされておりますが、深夜の発生と先ほどの安全確保と関連しますが、今回はどちらかというところまちの中心が現場で、子どもの通学時間帯のときにと考えることもあるわけでございますが、その場合に安全の対策をどのようにするか、その辺についてお伺いいたします。

楠組織犯罪対策課長

今回もそうでございますが、この発砲事件を受けましては警察官及び警察官OBがつとめていますスクールサポーター、これは各署にあります。これが小中学校等を訪問して事件概要を説明して、児童の安全対策を依頼したり、登校下校時を中心とした立番、あるいはパトカーでの巡回、これを強力に取り組んでいるところでございます。

清水委員

常に県民のために警察の方が御努力していただいているわけでございますけれども、改めて本部長以下、引き続きまして県民の皆さんが安心・安全な生活ができるように、格段の御努力をお願いいたしまして終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

(交通安全施設について)

白井委員

交通安全のことについてお尋ねをいたします。まず、昨年から本年にかけて交通事故発生状況についてお答えいただきたいと思ひます。

窪田交通規制課長

平成24年中の交通事故の発生状況につきましては、発生件数が6,015件、対前年比で65件の増、死者が40人、対前年比で1人の増、負傷者につきましては8,016人でありまして、対前年比144人の増と全てにおいて増加をいたしました。

本年に入ってから交通事故の発生状況につきましては、昨日、9月30日現在で発生件数が3,694件、対前年比608件の減、死者数が28人で対前年比2人の増、負傷者数につきましては4,932人でありまして、対前年比779人の減となっております。発生件数・負傷者は減少しているものの、死者数は増加をしているというのが現状であります。

白井委員

この交通安全のために警察が設置管理している道路標示の数について、道路標示

というのはご案内のとおり、一時停止とか、はみ出し禁止とか、横断歩道とかあるわけですけど、警察関連についての標示の数を教えてください。

窪田交通規制課長 平成25年3月末現在の数字でありますけれども、県警察が管理をしております道路標示につきましては、一時停止、これは停止線と「止まれ」の文字標示のセットになりますが、これは9,617カ所、それから、はみ出し禁止、通称「はみ禁」と言われております黄色の実線、これにつきましては1,067キロメートル、それから、横断歩道、これは歩行者等の横断をするしまの部分と停止線と予告ダイヤがセットになりますが、これが9,030本であります。

臼井委員 道路標示につきまして、本年度の予算額というのはどのくらいになっているんですか。

窪田交通規制課長 平成25年の道路標示に関する当初予算額につきましては、国補事業並びに県単事業を合わせまして、約1億337万円となっております。

臼井委員 その昨年度の予算に対する執行額、いわゆる標示に対する執行額はどのくらいですか。いわゆる昨年度の予算額と執行額を教えてください。

窪田交通規制課長 平成24年度の道路標示に関します当初予算額につきましては、約1億326万円でありました。なお、執行額につきましては約5,356万円であります。

臼井委員 一番気になるのは道路標示の更新なんですけど、更新についてはどんなふうに対応しているんでしょうか。

窪田交通規制課長 県内の道路標示につきましては摩耗の度合いに応じまして、必要性が高いと認められるところから更新をすることといたしております。また、毎年度、各警察署に調査を指示いたしまして補修上申を受けているほか、県警のホームページ等を通じて寄せられる交通規制に関する意見・要望、この中からもこれを把握して更新を行っているところであります。

臼井委員 運転して道路を通りますと、いろんな摩耗した標示が散見される、これは率直に言って結構あるように思います。そういう中で、先ほど窪田課長がおっしゃったようないろんな情報を得て、標示の現状、実態というものを調べるべきだと思いますけれども、今おっしゃったホームページとか所轄の警察からの情報はもとより、情報を得るにはいろんな方法があるはずなんですね。もちろん通行していた方々からの情報とか、あるいは警察の標示に関係するいわば業界団体であるとか、ともかくもう県民のほとんどが情報網だといっても過言でないくらい、情報を得るのはある意味ではたやすいことだと思うんですね。そういう意味で情報を得てもそれをしっかり受けとめないで、そういった現状が散見されるような実態を露呈することになります。そんな点で、このことに対してもう少し具体的にどんなふうにごういった情報を確認して、そしてこれに対してどう対応していくかというか、その点について、私も今一部述べましたけれども、改めて見解をお尋ねしたいなと思いますけれども。

窪田交通規制課長 警察本部におきましては各警察署に対しまして、一時停止、それから、横断歩道、それから、はみ出し禁止の黄色い実線などが摩耗するなど、補修が必要な箇所の調査を行うように指示いたしております。この調査結果に基づきまして当課員が

再度現場を確認した上で、工事を発注するという流れで補修作業を行っておりますので、補修が必要な箇所を把握してから施工まで、一定期間を要する場合は確かにございます。しかしながら、委員が御指摘のように、摩耗した道路標示が散見されるという実態が事実であります。何より道路標識、道路標示につきましては、県民の命を守る重要な役割を果たすという性格のものでありますから、摩耗度合いの進んだ標示が長期間そのままに放置されることがないように、警察官のみならず道路管理者であります自治体ですとか、交通安全の関係機関・団体あるいは工事の業者などから、幅広く情報を収集していきたいというふうに考えております。

白井委員

摩耗の標示を放置しないためにいろいろと情報を得たいということでありまして、もちろん予算も厳しい中ですから全てに承えられるとは私も思いませんが、とにかく情報を得て、それに対して例えば予算が足りないということであれば、これは当然予算当局に対して強く要請していくべきだと思いますので、ぜひ、情報が得られても、失礼な言い方ですが、そのまま放置されることができるだけ期間が短いようにぜひ努力してほしいなと私は思います。

もちろん一番の情報源は各地にあります警察署だと思うんですけれども、警察署のそういう情報あるいは修復の依頼に対してね、今、規制課ではどの程度承えられているのか、もちろん警察の情報もさることながら、一般の情報ももちろんありましょけれど、どのくらい承えられているのか。100%とは思いませんけれども、率で出すのもなかなか難しい話だと思いますが、どのくらいやられているということがわかったら教えてください。

窪田交通規制課長 平成24年度になります。各警察署から補修上申がありました箇所につきましては497カ所でありました。それらにつきましては全て補修を行っております。なお、これ以外にも交通規制課におきまして独自に把握をしたという箇所が325カ所ほどあり、こうした横断歩道や黄色の実線の道路標示につきましても補修を行っておりますので、平成24年度は警察署分、本課で把握分、合わせて822カ所の補修を行ったところであります。

白井委員

にもかかわらず、くどいようですが、そういう実態が散見できるということは、当然、ある意味の情報不足、情報収集がまだ全てかなってないということに尽きるのかなと思いますので、ぜひ、努力していただきたい。財政当局というのは、現場をよく見ているわけではありません。あくまでも警察の要求に対して承えるということですから、財政当局の査定も厳しいと伺っていますけれどもね、ぜひ警察当局におかれましては財政当局に対してもやっぱり強く、とにかく安全・安心というのは県民生活にとって一番大切なことだと思いますけど、そのことがたとえわずかでも欠如しているということになると、これは何にも増して優先すべき課題だと思いますので、予算獲得についてはぜひ本部長始め頑張っていただきたいということを強く要望しておきます。

(道路標識等について)

別な質問に移りますが、笹子トンネルの天井板崩落事故以来、いわゆる危険箇所の把握ということが私は大事だと思うんですけれども、県警が管理をしている道路標識等の安全施設はトータルでどのくらいあるんでしょうか。

窪田交通規制課長 平成25年3月末現在の数字でありますけれども、県警察で管理をしております道路標識等の交通安全施設につきましては、主なものとして信号機が1,783基、それから、標識につきましては5万2,031本などを管理しております。標

識の内訳につきましては可変式の標識、これは時間規制を行う場所のように、ふだんは最高速度を表示しておりまして、時間になりますと右折禁止の標示に変わるといったものですが、この可変標識が137本、それから、灯火式の標識、これにつきましては夜間における横断歩行者等の安全確保のためのものでありますけれども、これが531本、それから、逆L字型ないしF字型の大型張出式の標識につきましては4,763本、そして一番多いわけですが、路側式の標識につきましては4万6,600本、以上、合計で標識5万2,031本であります。

臼井委員 信号が1,783基、全県下でそんなもんですか。

窪田交通規制課長 信号機の数につきましては1,783基でございます。

臼井委員 ところで、そういった笹子の事故等もありましたけれども、県警察におきまして所管のものの点検作業についてはどんなふうに行っているのでしょうか。

窪田交通規制課長 信号機や標識の交通安全施設につきましては、委託業者によります点検、それから、警察官などによる点検を行っているところであります。

臼井委員 先ほど大型の標識の数等も伺いましたけど、一番危険なもの、大型の標識についてはどんなふうな点検を行っているのでしょうか。

窪田交通規制課長 委員のおっしゃる大型の標識につきましては路側に設置されたものではなく、道路上空にはみ出して設置をされている標識のことと思いますが、これに該当するものとしたしましては可変式の標識137本、灯火式の標識531本、それから、大型張出式の標識4,763本の合計5,431本であります。これらの大型標識のうち可変式の標識につきましては137本でありますけれども、委託業者による点検を実施しているところであります。それ以外の標識につきましては警察官等が点検を行っているという現状であります。

臼井委員 それらの安全施設の点検の予算というのはどのくらいあるのでしょうか。

窪田交通規制課長 交通安全施設の保守点検の予算といたしまして、これは信号機等を含むわけでございますけれども、総額で約1億1,000万円を予算化していただいているところであります。

臼井委員 それでは、最後に、先ほど窪田課長が業者委託をされているというお話でありましたけれども、業者委託されていないほかのものに対して、私は予算をしっかりと獲得しなければいけないんじゃないかと。知事部局というか、県土整備部等々で相当の巨額の予算を持っていますけれども、その点、私は県警の方でも警察官が目視をして確認するとかいうことも、もちろんこれは当然大切なことですが、業者に委託をしてしっかりと点検をする。それには相当巨額の予算がかかるように知事部局の例からすると私はそう思うんですけれども、その予算獲得についての計画を最後にお尋ねいたします。

窪田交通規制課長 県下の信号機並びに道路標識などの交通安全施設は、安全で快適な道路交通を確保するための施設といたしまして、適切な維持管理が求められているところであります。県警察といたしましては現在行っております点検の内容をしっかりと検証した上で、業者委託の必要性を含め検討を行ってまいりたいと考えております。

白井委員

もちろんそういうことなのでしょうけれども、くどいようですが、しっかりと予算を獲得して、そして専門業者に委託をして県民の安全を守るために、その点で作業をしていただかなければいけないと思うわけであります。そういう意味で、課長の立場なのか、あるいは例えば会計なのか、その辺の業務分掌は私わかりませんが、予算の獲得に対して厳しい現下の財政状況ではあります、しっかり頑張ってもらいたい。そして専門家に点検を委ねてほしい。警察がだめと言っているわけではないんですよ。警察の場合は往々にして目視というものだと思うんですけども、ぜひ専門家への委託を、現実に知事部局では相当な巨額を投じてやっていますから、警察もそういう予算獲得に、我々も微力ながらそういうことについては、私どものこの委員会は財政当局も所管しておりますから、そういうことはしっかり伝えていきたいと思うんですけども、そういう予算獲得に対する決意のほどというんでしょうか、最後に御意思を確認しておきたい。

窪田交通規制課長 点検の業者委託につきましては現在行っている点検で十分かどうか、これにつきましてもしっかり検証させていただいた上で、予算獲得を含めまして前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第90号 山梨県県民会館設置及び管理条例廃止の件

質疑

木村委員 今までの使用料が幾らで、図書館と防災新館のやまなしプラザを使おうとした場合の使用料は幾らか。

斉藤生涯学習文化課長

まず、県民会館につきましては、1号室・2号室と2つの部屋がございまして合計461平米でございましたが、平米単価で申し上げますと1号室が平米単価33.5円、2号室が35円でございます。これは建築年月が先ほど申し上げましたとおり50年以上たっているということでございます。県立図書館でございますが、イベントスペースというところがございましてけれども、全面使用で1日使った場合、先ほどと同じような単価で申し上げますと43.9円でございます。さらに、土曜日にオープンいたしました防災新館のオープンスクエア、1日使用で平米単価が52.8円でございます。

木村委員 やまなしプラザのほうは西側から入ったところ、面積はどれくらいですか。図書館施設とあわせて。

斉藤生涯学習文化課長

やまなしプラザのオープンスクエア全面で、323平米でございます。図書館は1階側のガラス面のところがイベントスペースでございますけれども、全面使用した場合476平米でございます。

白井委員 山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止すると、県施設に限らず県民会館の設置そのものの条例も廃止するということ。山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止すると、県民会館の設置条例も廃止するというので、この文章からいうとそうなるが。

斉藤生涯学習文化課長

白井委員の御質問にお答えをいたします。この条例につきましては県民会館の地下の展示会場の部分につきまして設置及び管理条例を定めたものでございますので、条例名がこうなっておりますけれども、条例が定めたエリアというのが展示会場のところでございます。

白井委員 「山梨県民会館設置及び管理条例を廃止する条例」と書いてあるでしょう。紛れもなく県民会館を廃止する条例ではないのか。県民会館設管条例というのがあるわけで、これを廃止するわけでしょう。ということは、県民会館の地下の展示施設だけではなくて、県民会館そのものを廃止するという事にならないのか。誰が見たってそうじゃない。県民会館の地下展示場を廃止する条例ではない。県民会館の設管条例を廃止するという文句ではないのか。私はもうそれしか考えられない。だから、これは生涯学習文化課長が答弁する問題ではないのではないか。県民会館そのものの設管条例を廃止する。

鷹野知事政策局長 地方自治法の中で公の施設については条例で定めなさいという規定がございます。今回の県民会館でございますが展示場だけが公の施設に当たりまして、県民会館の設管条例といっても決めてあるのは展示場の部分だけになります。したがって、展示場を廃止する場合には全体の条例を廃止するという手続になるかと思っておりますので御了承いただきたいと思っております。

白井委員 県民会館の上物には設管条例がないのか。

鷹野知事政策局長 全体を見ているわけではございませんが、条例の規定からすると展示場の部分だけ規定があると思っております。ほかの部分といえますのは県の部課が入りますので、その部分は条例で決める必要がないということになりますので、条例はないかと思っております。展示場だけ一般の人が使える部分ということになりまして、そこを公の施設というふうに言うておりました、その部分につきましては地方自治法の中で、公の施設の設置については条例で定めなさいという規定が特別にございますので、そこだけこの県民会館の設管条例というのは定めているということになります。

白井委員 例えば、昔、県民会館の最上階でレストランがあった。そこはどうだったのか。

鷹野知事政策局長 レストランで8階を借りていた部分につきましては、使用許可で貸し付けをしていたと記憶しております。業者に使用許可で貸し付けをして、業者が運営をするという形でしたので、今は指定管理者がございませけれども、県が直営で運営する公の施設ではなかったという区分になるかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

第91号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

(消費者行政総合調整費について)

仁ノ平委員 9月補正でこの事業を増額させたいきさつを教えてください。

古屋消費生活安全課長

この財源につきましては国の消費者行政活性化交付金を使っております。国会においてこの予算案の審議が終わったのが5月の連休明けになります。それ以降、国がいろいろなプログラムを示しまして、そしてその実効性につきまして県内でどの事業がふさわしいかという検討を行いまして、今般9月補正に提案をさせていただいております。

仁ノ平委員 いきさつはわかったんですが、この食品ロスということが大きな社会問題になっていて、家庭では食べられるものを捨ててしまっている部分があります。食の安全性の問題も報道されております。1回きりのこのシンポジウムの開催などでとても

解決する問題とは思えないので、継続しての取り組みとともに、そのことに取り組んでいる県内団体も既にいっぱいある。そういう連携の中で啓蒙と解決に向けての努力がずっと必要だと思うんです。取り上げること自体はいいと思うんですが、今後の計画などがありましたら。

古屋消費生活安全課長

委員の御指摘のとおりでございます。現在、国内においてはこの食品ロス、500万トン～800万トンぐらいと国の方も推計をしております。この幅が500万～800万トンの推計は基礎となるデータが余らないということにして、県内で初めて一般家庭のごみの組成調査を100世帯の方に、1カ月ぐらい継続をしていただき、実際に生ごみ、ごみを出すときにその中に調理くずですとか、いわゆる未使用の食品等がどのくらいあるかということ、各家庭で調査をしていただきます。

また、家庭におきまして意識調査もあわせて行い、その集約したデータをシンポジウム等で啓発のために発信していきたい。また、県内の消費者団体に幅広く御協力もいただきまして全県下で実施をするという形ですので、シンポジウム1回だけの情報発信ではなくて、今後この食品ロスの削減に向けた取り組みをしていくための基礎資料といたしまして、啓発活動を継続的にやっていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第97号 山梨県土地開発公社の定款変更の件

質疑

臼井委員 課長の説明を聞いていると、具体的になったからみたいなの、そんなニュアンスの説明だったけれども、この計画案というものは既にしっかりしたコンクリートになっているものがあるわけでしょう、この太陽光発電の計画案は。

一瀬企画課長 計画案につきましては、現在、土地開発公社の方で、これは公募によりまして事業者の募集を行う予定にしておりますので、その中で鋭意検討しているところでございます。

臼井委員 その具体的なタイムスケジュールは。

一瀬企画課長 ただいまの議案の中でお話をさせていただきましたように、総務省及び国交省の認可を得て定款の変更が決定いたしますので、これがおおむね11月の初旬ないし中旬ということになる予定でございますので、その認可を得たところで直ちに募集に入れるような形で作業を進めているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-11号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に関することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑  
仁ノ平委員 (知事記者会見の手話通訳について)  
きょうから10月なんですが、鳥取県ではこの10月から知事の定例、臨時問わず、記者会見で、知事の隣に手話通訳者が立って手話通訳をするそうです。鳥取県では知事の記者会見を生放送しているんですが、聴覚障害者の方から、長年、この生放送を見ても理解できないという声が届いていて、このような決定になったと聞いています。本県でも知事定例・臨時記者会見での手話通訳というものを検討されてはいかがかと思いますが伺います。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

本県におきます記者会見のインターネットの配信につきましては、平成19年4月から県政記者クラブとの申し合わせに基づいて導入をしております。録画によるものでございますけれども、会見日の翌日の昼ごろには動画の映像と文字によりますいわゆるテープ起こしでございますが、こちらをあわせて県のホームページにアップしているという状況でございます。これはインターネット録画の場合、会見日の数週間後に公開するという自治体が多い中では、それなりのスピードで対応させていただいているのではないかなというふうには思っております。したがって、生中継をという話も、また文字によります公表を合わせて行っているということもありますので、手話通訳をといった声も今までのところだと伺ってはいないというような状況でございます。

今後、将来についてですけれども、平成23年度の私どもの調査によりますと、その時点で16の都府県がインターネット生中継を行っておるということもございますので、実施する場合の課題とか必要性などについて検討いたしまして、また記者クラブ側とも相談をしてみたいと考えております。また、その際の手話通

訳につきましてもあわせてそのときに検討してまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

そうなんです、本県の場合、生放送してないものですから翌日のユーチューブにアップということで、そうすると、言語情報も全て一緒にホームページ等に出ますので、聞こえない方も現在は文字で情報を得るという仕組みだということは私も理解しております。ただ、今の御答弁にもありましたとおり、いずれ生放送も検討されるようになるのかなと思います。その節にはぜひ。実は鳥取県の場合は手話言語条例というものが県議会に上程されまして、全国初の条例であり、知事記者会見に初めて手話通訳が措置されるという流れなので、大きな流れはそのように向かっていますので、本県でも生放送の暁には手話通話の御検討をお願いしたいと思えます。

(県ホームページについて)

そんな関係もありまして鳥取県庁のホームページを眺めておりました。そうしたところ、本県は「知事の部屋」という名前ですが鳥取県は「知事のページ」で、いろんな県によって「こちら知事室です」であったり「知事室からこんにちは」とか「ようこそ知事室へ」とか、各県で名称はそれぞれなんです、ともあれ知事からの情報発信というページがインターネット上で見られます。見ていたところ、鳥取県ですごいなと思ったのは、全部ではないんですが、要約というか、簡略というか、知事記者会見の様子が英語に表記され発信をされておりました。これは国の事業かと思うんですが、本県で富士河口湖町、そして、笛吹市の道路標識に関して国は多言語表示に踏み切ってくれるとの報道がありました。時代はやはりユニバーサルデザインといいますか、この中での多言語表示という方向に向わざるを得ないと。ブラジルに議員派遣させていただきましたが、実はブラジルの日系の方が山梨県庁のホームページを大抵見ていらっしゃいます。私たちより見ておまして、中には二世、三世はもう日本語はわからない。そして今からもうこれからは多言語表示が必要であろうと、取っかかりはやはり英語かなと思うんですが、知事記者会見の様、その他できるところでの英語表記というものはいかがでしょうか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

外国語、特に英語での配信ということでございますけれども、その作成の仕方ということにもよるとも思いますが、やはり今までのようにすぐにホームページと一緒にアップするという事はなかなか難しいというふうにも思っております。今、鳥取県の話も出ましたけれども、鳥取県におきましてそのためかどうかはちょっと理由は不明でございますが、今、現在では鳥取ではやってないというような状況だというふうに承知をしております。しかしながら、一方でユーチューブなどを通じて海外の方にも知事の会見を初めといたしまして、広く本県の情報を発信していけるよう取り組んでいきたいという我々の基本的な考え方もございますので、先進県の状況につきまして調査をしたり、あるいは、他部局にも相談する中で、方策について検討をしてみたいと考えております。

仁ノ平委員

鳥取県を中心に見ていたんですが、いわゆる本県の「知事の部屋」に当たる部分が大変情報が盛りだくさんで、情報発信もすごく一生懸命されているなというのは、神奈川とか東京、北海道から読み取れるわけです。本県のどこがどうとは今は申しませんが、「知事の部屋」の充実も必要ではないかなと思った次第ですが、今後の取り組みについて伺います。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

「知事の部屋」の充実をという御意見でございましたけれども、今、例に出ました鳥取県を含めまして他県等の状況を詳しく調べる中で、どのような内容とするのがいいのか、より充実した「知事の部屋」のコンテンツとなりますよう、調整を図っていきたいというふうに思います。

(ぴゅあ総合のフェスティバルについて)

仁ノ平委員 男女共同参画推進センター、中でもぴゅあ総合のあり方について伺いたいと思います。まず初めに、毎年秋9月上旬に行われておりますぴゅあフェスティバルについて、その趣旨、目的は何でしょうか、伺います。

小林県民生活・男女参画課長

お尋ねのフェスティバルでございますけれども、女性団体や利用団体など広く県民の皆様方に御参加をいただきまして、日ごろの活動の成果を発表し合うとともに、互いに学習と交流を深める場といたしております。

仁ノ平委員

平常時のぴゅあ総合の目的が男女共同参画推進の拠点であると、そのための交流と学習をするんだと、そういう場所だと理解しております。そうなればフェスティバルも学習と交流の場であるはずですが、しかし私も毎年参加させていただいているんですが、その「学習と交流」の学習という要素が弱い、希薄であると感じています。そうした中で、フェスティバルの2日目ですね、記念講演会というのが必ず閉会式の前に設定されているんですが、学習がすごく希薄だと思う中で、あの記念講演会というのはすごく大切だと私は思っております。その講演会の講師の選定について伺いたいと思います。誰が決めているのか、どのように決めているのか、フェスティバルの講演会の講師の選定について伺います。

小林県民生活・男女参画課長

男女共同参画推進センターのフェスティバルは、実行委員会によりまして運営をされております。講演会の講師につきましては、この実行委員会の意向によりましてセンターの方で選定をしていると承知しております。

仁ノ平委員

どのような基準で選定されていますか。

小林県民生活・男女参画課長

なるべく大勢の方に御参加をいただきたいということで、その時々のお話の方をお願いしております。ことしの講師、水泳の萩原智子さんや、昨年の講師、登山家の渡辺玉枝さんは、各界の第一線で活躍されている女性のお話を伺うという、女性の活躍という視点で選んだと聞いております。

仁ノ平委員

私はその時々のお話の方でいいのかなと申し上げたいのです。ことしや昨年の講師はお答えで名前を言っていただきましたが、どうのこうのということをお願いしたいのではありません。15年ぐらい、毎年、私は都合がつく限りその講演会に参加しています。閉会式の直前に行われるので大変参加者も多いんですね。ところが、必ずしも男女共同参画の正しい学習の場となっていないと私は感じ、そのことを毎年残念に思っています。男女共同参画の正しい学習とは何か。それは本県の持っている条例であり、国の基本法にのっとったもので、そこに参画とは何かと書かれていますからね、それを踏まえて、もう勝手なことは言わないでほしいって講師に願うことが多々あるわけです。その学習の場として貴重な講演会、その講演会の講師の話すことによって男女共同参画ということが間違えて捉えられたり、あるいは、

「何、参画ってこんなことなのか」ってばかにされたり、甘く見られたり、話題の人で人がたくさん集ってくればいいというものではない。大事な学習の場として講師の選定は慎重であってほしいとずっと思っていました。そして、「ちょっと講師変なこと言いそうで怪しいな」と思ったら、ぜひ事前に打ち合わせをセンターのほうから講師に「参画とは何か」ってレクチャーするぐらいの慎重さを持ってやってほしい、趣旨を踏み外さない慎重さを持ってほしいと願うものです。趣旨に沿った講演会をと願いますが答弁をお願いします。

#### 小林県民生活・男女参画課長

全ての事業につきましては、フェスティバルにかかわらず、定期的に当課の担当職員と打ち合わせ会議を持つなど、より効果的な啓発ができるよう連携を図っているとありますが、フェスティバルにつきましても男女共同参画推進センターとしての本来の設置目的を果たす事業となりますよう、今後も引き続き指導してまいります。

#### 仁ノ平委員

答弁にもあったように何もフェスティバルの講師だけではなく、さまざまな講師がみえる中で「あれ、この人は基本法を踏まえているのかな」という講師もかつてありました。ぜひとも学習の場として講師についても慎重になってほしい。そしてそれは私の講師への好悪で言っているわけではなくて、参画とは何か明確に条例や基本法に書いてあるわけですので、そこを踏まえてほしいと思います。

最後の質問になりますが、男女共同参画基本法ができて既に14年になります。当時の橋本首相が21世紀最大の課題だとおっしゃってこの法律ができて14年で、今世紀ももうだいぶたってしまったわけですが、女性の管理職比率を見ても、女性の数を見ても、男女賃金格差を見ても、なかなか男女共同参画は実現していないという我が国、我が県の現状でございます。そうした中で、学習の場であるびゅあ総合の役割は大きいし、県の男女共同参画推進のために取り組んでいく中でセンターの役割は大きいと思います。フェスティバルを含め今後どのように取り組んでいくのかお考えを伺います。

#### 小林県民生活・男女参画課長

現在、センターは指定管理者によって運営をしていただいているんですけども、その指定期間が本年度で終了いたしますので、次期の指定管理者が実施をする事業や講座につきましては、県の第3次の男女共同参画計画が反映されるよう、募集要項に事業等の内容、また開催回数等の基準を示したところでございます。センターは男女共同参画の推進拠点として位置づけておりますので、今後もしっかりと連携する中で男女共同参画を推進してまいりたいと考えております。

#### 仁ノ平委員

ぜひ県の意向、県の計画がそこで実施されますように、心より強くお願い申し上げて質問を終わります。

(富士山保全推進会議について)

#### 早川副委員長

富士山とリニアについて聞きたいんですが、まず新しくできた富士山保全推進会議。富士山の安全対策については本会議でも、聞いたんですけど、重要な課題は登山道の渋滞が起らないように、登山者を一定のコントロールするための方法を決めていくことが大切だと私は認識しています。ことしは幸いにして登山者がそんなにふえなかったこともありまして、登山者に対して直接的に規制の実施をするようなことはなかったんですが、来年はことし以上にふえることも考えられると思うんですね。そういった中で、私は何らかの入山規制や渋滞情報の発信などの議論をし

て必要策は実施するべきだと考えます。ことしいろんな人にお伺いをしたんですが、例えば登山のガイドの人や山小屋の方々などの地元の方からは、自分たちの意見を述べる場所がなかなかなかったと聞いています。そこで来年の夏に向けて入山規制を含めた安全対策を検討するに当たって、地元のそういった関係者の意見をどうやって吸収してうまく生かしていくのか、その辺をまず伺います。

#### 泉富士山保全推進課長

今夏の登山シーズンにおきましては安全対策に係る緊急の対応が急遽求められたということもございまして、県からの説明が十分になされなかったという声も多少いただいているところでございます。しかしながら、これから登山シーズンが終了いたしまして、今後はまずお話にもございました山小屋の方や、観光業者の方々、あるいは、運輸にかかわるバスの会社、そういった関係者の方々、幅広の立場の方々から、まず今夏の状況がいかがであったか、どういうものであったか、それから、来年度以降どういった安全対策のあり方で進めていくべきか、まずはそういった地元の関係者あるいは関係機関の皆様と、個別に膝詰めで意見交換を行っていかうと考えているところでございまして、今、少し始めているところでもございます。この後は、そうした個別の意見交換に加えまして、例えば世界遺産協議会の作業部会といった場の意見交換を通じまして、来年度以降の安全対策についての意見集約を図っていきたいと考えております。

#### 早川副委員長

ただいまの答弁になかったんですけど、ぜひ可能であれば、登山のガイドがいると思うんですが、その方も含めていただければと思います。

(富士スバルラインのマイカー規制について)

次ですが登山道自体ではないんですけども、安全対策として1つのポイントとして考えられる、五合目までの車道、県管理の富士スバルラインに関して伺います。ことしの夏には皆さん御案内のようにスバルラインのマイカー規制を15日間から31日間に延長したことで、実際にスバルラインの渋滞が解消しまして、また、その上の登山道自体の渋滞の解消にも一定の効果が得られたんじゃないかという話があるんですけど、一方、これは決めた時期がちょっとタイミングが遅くて、地元の人たちも困惑したということもあるんですね。そして、また今回は長くしたんですけど、観光客が減ってしまっているのでも一部の観光業者の人たちからは、これを逆に戻してほしい、縮小してほしいという声も上がっているんですね。こういった部分があるので、繰り返しになりますけど、来年に向けて実施するのかわからないのか分かれるんですけど、実施に当たっては地元の関係者に十分なコンセンサスが得られるような、そういった取り組みをしてほしいと思います。来年のスバルラインの規制に関して方針を示す時期も含めて、今後の対応について伺います。

#### 泉富士山保全推進課長

ただいま御指摘にございましたように、今夏のスバルラインのマイカー規制につきましては、本年に入りまして1月の下旬ごろに周知がなされたものと認識をしております。またこの夏のマイカー規制についてはさまざまな声が上がったということも承知をしております。来年度以降のマイカー規制の方向性につきましては、今夏のマイカー規制の結果、それから、富士スバルラインの方で利用者アンケートなども実施してございますので、そういった結果等も踏まえながら、まずは県としての方針を整理した上で、こちらは会議がございまして「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」、こちらはさまざまな立場の方にお入りいただいておりますけれども、こちらの場で議論をしていただくこととしていきたいと考えて

おります。当委員会につきましては、所管する観光資源課並びに富士スバルラインを所管する県道路公社及び道路整備課等とも調整を図っていきながら、本課としても調整をして方向性を整理してまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、影響を受ける立場でもある関係者の方々への周知期間というのが非常に大事なのかなと思っておりますので、そういった点も考慮いたしまして、時期としては年内をめどに方向性を整理していきたいというふうに考えております。

早川副委員長　　いずれにしても安全対策に関する規制については、先ほど年内ということがあったんですけど、ぜひ過ぎないように、夏山の登山を企画する旅行会社とか、交通のダイヤの関係の直すこともあるので、ぜひ早急かつ十分な議論が行なえるようお願いしたいと思います。

(イコモスの勧告について)

ちょっと視点を変えてイコモスの勧告に関して一点お伺いしたいんですけど、イコモスの勧告文は英文であると思うんですが、その解釈自体で内容がよく理解できてない部分があるのだと私は思っているんですね。この理解ができてない状態であれば、課題が明確でなければそれに対する最善の解決策は導き出せないと思います。例えば実際にこの勧告の中で富士五湖の動力船やジェットスキーについては「周辺の平和な環境を阻害している」という何か抽象的な記載があって、これ具体的に音の問題なのか、モーターボートの台数の問題なのか理解しにくいので、地元の本当にこういう関係者の人たちもぴりぴりと非常に気にしているところがあるんですね。そこでイコモスの勧告が指摘している内容や解釈を早く県内に、文化庁も入るんですかね、確定して関係者に示していただきたいと考えますが、その点はどのように考えているのか伺います。

泉富士山保全推進課長

委員の御指摘にもございましたけれども、イコモスが指摘する課題への対応策を見出すに際しても、まずは地域が主体となる取り組みが重要であると考えておりました。先般、本県といたしましても、これは本課ではございませんけれども、富士五湖の適正利用協議会の方から要請等もいただいております。本会議における知事の答弁等においてもお話しいたしましたとおり、現在、山梨・静岡両県と、それから、文化庁の間で御指摘の動力船やジェットスキーに係る部分を含めまして、先般のイコモス勧告についての分析を鋭意進めているところでございます。まずは、やはり先ほど申し上げたとおり、地域が主体となった取り組みが非常に重要であると考えておりますため、早急に内容を把握いたしまして、今後、関係する地域住民の皆様にもその解釈をお示ししてまいりたいと考えておるところでございます。

早川副委員長　　わかりました。イコモスに関してもう一点だけなんですけど、その勧告の内容の規制強化の点でイコモスには面的な管理を要請している内容があると思うんですが、これも一般の人たちは、住宅とか市街地まで規制がかかるのではないかという、いろんな人が心配をしているんですね。この点に関する、今、現時点での県の見解をお伺いします。

泉富士山保全推進課長

イコモスの勧告におきましては、開発の制御についてはかなり強く言われているところでございます。ただ、イコモスの言うところのポイントでございます文化的景観という考え方がございまして、これは近年の世界遺産においてかなり広く認め

られるようになった概念でございますけれども、一切の開発を認めないといったことではございませんで、その風景における自然と人間とのコラボレーションと申しますか、そういった営みというものが認められているようになっておりまして、要は一切の開発を認めないというものではなくて、富士山全体の神聖さと美しさを損なわない範囲内での、観光や開発を含めた利活用をしていくということだと解釈をしておりますので、面的な管理、一面の管理というふうなこともございますけれども、まずは地元が主体となつての取り組みを行った上での各種資産の適正な利用方法を定めることが大事ではないかというふうに考えております。したがって、まずはどのような対応が必要かにつきましては、まずは当該地域の何が問題であるかということ、関係者の皆様と一緒に考えるというところから始めてまいりたいと考えておるところでございます。

(リニア活用基本構想について)

早川副委員長

引き続きリニアについて伺います。「リニア活用基本構想」の27ページに、中心市街地と二極化を避けるためにリニア周辺への大型商業施設の建設を抑制するとあるんですね。この方針が示されているわけですが、片や大津地区の駅が決まった周辺の人たちから商業施設が来てほしいと、誘致を望む声もあるんですね。こういった中で、甲府市が主導して県と市が地元と意見交換をする場を設けていると思うんですけれども、今の状態では住民の納得が得られているのかなという、そういう疑問もあります。県としてこれから進めていくには、こういった人々の声に真摯に耳を傾けて整備の考えをまとめていくべきだと思うんですけど、この点の進め方について、またその関係をお伺いします。

岡リニア推進課長

委員御指摘のとおり、リニア駅周辺の整備につきましては、あくまでも交通結節機能を中心とした整備を考えておりまして、大型商業施設等の立地を抑制していくということで間違いございません。しかしながら、その一方でやはり地元の皆さんと申しますと、いろいろお話をいたしますと、一部の方は大型ショッピングセンターの誘致をしてほしいとお考えの方もいらっしゃることは事実でございます。ただ、基本構想に基づく甲府市や山梨県全体の都市計画上の考え方、こういったものを基本としながら、まずは丁寧に地元の皆さんへ御説明をしていかなければならないということは強く感じております。具体的には8月末に甲府市の方で地域の住民の皆さんに説明をしたり、意見を聞いたりという場として地域部会を設置いたしました。そこへ私も伺いまして説明をさせていただいている経緯もございまして。また、今週中にも第2回目のそういった場が開かれますので、再びそこへ出席させていただく中で、何とか御理解をいただけるように丁寧に説明を引き続きしていきたいと考えております。

早川副委員長

今、現状での説明をしていただいているというのは理解するんですけど、実際にその地域の住民の中でいろんな可能性がある中で、それを最初から制限する、例えば住宅とか、商業に関して制限するのはおかしいという声もあるので、ぜひ今後引き続き丁寧な説明をお願いします。

一方、環境影響評価の準備書で駅のルートが決まった中で、このリニアの開業に向けた工程が着実に進んでいると思うんですけど、県ではこれもまた27ページに整備方針を決めている中で、例えば先端産業の研究施設が立地するための整備基盤を行う方針という、ここに書いてあると思うんですけど、私は前からここには具体的に景気に左右されづらい医療機器の産業振興の研究施設を誘致するべきだと思っているんですね。2月の議会でも言ったんですけど、佐賀県では高速道路と新幹線の要所に産官学が連携してがんセンター、それに関連する施設があった。ま

さにリニアのところは中部横断道と中央道、山梨大学の医学部もあったり、本県の要所であり日本の要所になり得ると。そこに研究施設と大学だけじゃなくて、将来的には医療関連産業ができるような、そういうふうな取り組みをするべきだと思うんですけど、今の現状でいいので産業誘致のスケジュールも含めて県の考えを伺います。

岡リニア推進課長 御指摘のとおり、リニア駅周辺地区の整備につきましてはさまざまな要素を盛り込む中で、本県の将来の産業をしょって立つような研究施設なども含めた整備を考えたかどうかという方針を示しております。それにつきましては、その部分を含めて駅周辺整備全体の整備方針を、ことしと来年の2カ年をかけましてじっくりと検討をしていくスケジュールを考えております。また、検討に当たりましては、検討委員会の中で、まずどのくらいの規模をどんなふうに整備をしたらいいのかといったことを議論していただきまして、なおかつ、どのような施設、例えば大学ですとか、企業、公的機関、こういったいろいろな施設がある中でこういったものを誘致すべきか、こういったことにつきましては産業労働部等とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。委員からご提案いただきました医療機器関連産業につきましても、当然さまざまな検討をする中で有効な選択肢になり得るものと理解しておりますので、それも含めまして本県産業の現状と将来、それから、社会経済情勢の今後の変化といったものを見据える中で、本県産業の発展のために最も効果的だと思えるような施設の誘致について引き続き検討してまいりたいと考えております。

( 休 憩 )

( リニア実験線について )

早川副委員長 続きになるんですけど、リニアに関して伺います。まず一番興味のあるのは東京オリンピックに向けて、部分開通を早くという意見があると思うんですけど、JR東海の社長さんやなんかは難しいとか、いろんな学者さんも難しいとかあるんですけど、私が理解するところでは知事はまだ要望していくと思うんですけど、私もできる限り言い続ければ夢はかなうと思うんですけど、そういった中で、今、現状リニア交通局としてはどういうふうにお考えなのか改めて聞きます。

岡リニア推進課長 御指摘のとおり、JR東海では、この部分開業につきましては技術的に非常に難しいという説明をしております。と申しますのは、品川駅、それから、相模原の地下駅、この2つについてだけでも建設工事に10年以上かかる工事だと。したがって、オリンピックまでの開業は難しいという説明をしているところでございますが、県民の皆さんからの期待も非常に大きく、また、もし実現すれば本県にとっても大きなメリットが得られるものと考えておりますので、JR東海に対し、私どもといたしましても引き続き要望は続けてまいります。

早川副委員長 要望は引き続きしていただんですけど、今あるリニアの実験線についての活用、実験線がありますが、その活用について伺います。本会議でも言ったんですけど、オリンピックの前には事前の競技団体主催のプレ大会とか合宿があると思うんですね。それともう一つは、競技団体の人たちが事前に来たりすると思うんですね、東京にですね。ぜひ富士山とかとセットにして実験線に乗せて、それを観光につなげて世界にPRしていけると思うんです。ですから、具体的にはJOCとか、競技団体にまでそこまで突っ込んでリニアをPRしていくことも必要だと思うんですけど、そういったことについては今考えていることがありますか。

岡リニア推進課長 御指摘のとおり、今の日本の中でも富士山とリニアの2つは非常に大きなトピックになっておりまして、本県にとっては本当に貴重な観光資源になるものと考えております。そうした中で、このリニアと富士山をセットで海外にアピールすればどうかという御提案でございますが、本県といたしましても観光の中でもインバウンド観光についても、今後、非常に力を入れていこうという考えでございますので、その1つの方法といたしまして御提案のありましたJOCや競技団体などへの事前PR、こうしたことについても今後、観光部や教育委員会と連携をとりながら検討していきたいと考えております。

早川副委員長 最後に、実際2件私のところに連絡があったんですけど、リニアの実験線が開通して旅館の業界から実は修学旅行のターゲットとして非常に注目されていると。富士山とリニアの実験線、乗れなくてもいいから見るだけでも子どもたちの教育に本当にいいんだと、そういうことが非常に注目されています。こういう機会を生かすためには、以前、体験乗車の枠があったと思うんですね。私も昔乗れなかったんですけど、これも体験試乗が再開するに当たって枠を、たしかJR東海に県として要望すれば多くもらえるようなことができると思うんですね。その多くもらった枠でできるかどうかわからないんですけど、例えばさっきのようにリニアの体験乗車と富士山とコラボをすとか、山梨県に何度も来たならリニアの乗車券を県としてプレゼントすとか、そういう今あるリニア実験線の乗車券をプレゼントするなど、本県の観光振興にぜひ生かすべきだと思うんですけど、そんなことができるかどうかちょっと御所見お願いします。

岡リニア推進課長 御指摘のように、現在リニア開業に向けた動きが加速する中で、リニア自体が全国から非常に脚光を浴びているという状況でございます。こうした中で開業に向けた基盤整備だとか、そういったことを着実に進めていくことはもちろん非常に大事なことなのですが、その一方で、今、御提案いただいたようなソフト面でリニア実験線をどう活用していくかということはずごく大きな課題だと考えております。と申しますのは、御承知のように全国でもリニアの走る姿を見られるのは唯一山梨のリニア実験線ということでありますので、これを活用しない手はないだろうというふうに考えております。具体的に何ができるかという部分でございますが、体験乗車のやり方ですとか、時期、規模、それから、募集をどうするのか、こういったことをJR東海が今後決定していくこととなりますので、今の時点で具体的に何ができるということまでは申し上げられませんが、御提案のあったような内容を参考にさせていただきながら、いかにこの体験乗車を観光振興に結びつけられるか、観光部とも密接に連携をとりつつ、今後検討を進めていきたいと考えております。

(リニア実験線の体験乗車について)

木村委員 今、早川委員のお話を聞いていて、1つ2つお聞きしたいことが出ましたのでよろしいですか。何かもう試乗したいという方が大勢いまして、ことしの9月から乗れるんじゃないかと、かなり前そんな話も出たんですけども、それはそれとしまして、試乗の目安というのはいつごろからですか。

岡リニア推進課長 おっしゃるように、早く乗ってみたいという声は私どもも非常に大勢の方から伺っておりますが、現在、JR東海では営業線の開業に向けた試験を必死にやっているという状況でございます。来年までは試乗はできないという説明を伺っております。来年のいつごろ始まるのかという点も、現時点ではJR東海も明確にしていけないという状況でございます。御理解をお願いいたします。

木村委員 JR東海が言わない限りは言えませんもんね、仕方ないですね。知事さんは乗ったのは特別だったということで、早川委員も乗りたいということを書いてたんですけど、県議会とか私たち乗れるのはいつごろかなと思って聞いたんですけども、私は乗ったことがあるんですが、あのときは無料だったんですけど、当然無料ですよ、今回も。その点もお聞きしとかなないと困ると思います。

岡リニア推進課長 今回、来年にも開始をするとJR東海が説明しております、いわゆる体験乗車については、有料で実施すると伺っております。ただ、有料と申しまして乗った距離に応じて料金をとるという意味ではございませんで、募集をかけて、それを整理をして御案内をするまでのいろいろな手間暇がかかりますので、その分の事務費的なものを料金としていただきたいという説明を聞いております。

木村委員 それも幾らかもわからないんですね、県としては。

岡リニア推進課長 これからJR東海が検討していくという状況でございます。

木村委員 みんなJR東海待ちでございますが、最後ですけれども、さっき観光スポットという話が出ましたが、ポスターには富士山があってリニアが走っている。そういうところを設けるといふ、場所を設けるといふことは予定をされているんですか。

岡リニア推進課長 ただいまの御質問は、富士山が見えるような、フードがかかっていないところができるのかという御質問でよろしいでしょうか。これにつきましては、先日発表されましたJR東海環境影響評価準備書の中で、要はフードをかぶせる場所、一方でフードはかぶせず防音壁等で何とか済ませる場所、この両方が考えられるという内容ですので、御質問のようなフードがなくて富士山が見える場所というのでもできるような検討を今後進めてまいります。もちろん騒音対策等の環境面での配慮というのは非常に重要であります、そうしたことを十分にした上で、何とか富士山が見られるような場所がつかれないかということはJR東海と協議してまいります。

木村委員 質問ではないんですけど、このことは観光にすごく影響すると思うんですね。そういう場所があるということになると大勢の方が来て、カメラを持って来たりして、すごく山梨の大きな観光の資源になると思いますのでぜひよろしくお願いいたします。

(リニア見学センターのリニューアルについて)

棚本委員 委員という立場で。今、リニア、大梓のことについては各委員から質問がありましたから、確認というか、まずは第1点、リニアの実験線で見学センターをリニューアルしていますけど、この新しい施設の主たる目的というか、重きを置いておるところを教えてください。

岡リニア推進課長 これは何よりも実験線が延伸されたことを踏まえまして、より多くの方に見やすい環境でリニアを見学していただいて、リニア中央新幹線の開業に向けた機運の醸成を図っていこうということが最大の目的でございます。

棚本委員 わかりました。新しい見学センターですけど、これリニアにとっても大事な施設であります、先ほどから話も出ています山梨の観光にとりまして大きな柱となっていくと思います。そこで今把握している範囲で結構でございますが、施設周辺

でこれから観光バスの乗り入れやいろいろな課題があると思いますけど、現況で周辺環境整備の課題というのは、主なもので結構ですがどのようなものを把握しておられますか。

岡リニア推進課長 まず1つは、御指摘のようにこれからますます入館者がふえればバスやマイカーの台数が増加してくると思われれます。それに対応するため新駐車場を建設いたしまして運用を既に始めたところでございます。また、観光バスの台数増加に対応するため都留高等技術専門校の跡地につきまして、現在グラウンドのみをバス専用駐車場として、待機所として使用しておるところでございますが、今後、解体工事が終了後につきましては、バスの台数が相当ふえても、またはマイカーが駐車場に入り切れない場合の緊急の駐車場としても、跡地全体を臨時駐車場として活用していく考えてございます。

棚本委員 わかりました。あえてお尋ねしたのは実験線というのは、今、一番核になっている部分でありまして、早くから都留市や大月市で実験線も受け入れたという自負もあって、今まで山梨のリニアを担ってきたという周辺住民には自負があるものですから、こういう中でこれからバスもふえていろんな対応、私どもも観光地へ行っても、あるいはそういう施設へ伺ってもそうですけど、やはり周辺整備がきちっとできていてスムーズな乗り入れができれば、やはり初めて現地を訪れた者にとってはそのイメージ、実験線という核になる部分もさることながら、山梨のイメージというものがよい気持ちで入ってきますが、その周辺整備でごたごたして入れなかったりすると「なーんだ、山梨実験線というのも」、あるいは、世界遺産なったけれども、とんでもないところで世界遺産批判が出たりしてもつまらないものですからお聞きしました。

最後にですね、今、駐車場の整備も伺いましたが、周辺道路も非常に狭隘な部分もあるとお聞きしておりますし、私自身も現地に行っております。これらは実際バスも入ってきますけど、若干周辺整備もするというお話も間接的には伺っておりますが、スケジュール的には間に合うんでしょうか。そこをお聞きして終わりたいと思います。

岡リニア推進課長 御指摘のように周辺の道路、都留の市道が多うございますが、確かにバスがすれ違ったり、また、もともと周辺住民の車や立地企業のトラック等とのすれ違い、そういった問題も存在することは間違いございません。それを少しでも解消するために、地元の地区の皆さんの御意見や立地企業の皆さんの御要望などをお伺いする中で、例えば電柱をなるべく撤去するですとか、標識を整備する、もしくは交差点付近の見通しをよくするような整備をする、こういったことを現在進めておるところでございます。来年のリニューアルオープンを4月に予定しておりますので、それまでには間に合うように全ての整備を進めていきたいと考えております。

(リニア見学センターのリニューアルと体験試乗について)

白井委員 今までリニアの件で、認識としては見学センターの竣工時がリニアの試乗開始の時期ではないかみたいな認識があったんですけど、そうではないんですか。

岡リニア推進課長 御指摘のように同じタイミングで両方がスタートできれば理想的ではございますが、現実にはJR東海が体験乗車をいつ始めるかというのは全く明らかになっておりません。

白井委員 かつて4月、4月って言われていたのはあくまでも見学センターの竣工で、リニ

アのいわゆる体験乗車が4月ということは今まで一度も想像にも、あるいは、また仄聞にも役所はしたことがないということですか。

岡リニア推進課長 体験乗車が4月から始まるという部分につきましては、私どもからそういう御説明はしておりませんというのが実情でございます。

(市川三郷町大塚地区拠点工業団地について)

臼井委員 わかりました。ところで、大塚地区拠点工業団地の件ですが、二万四千数百平米という大きなところですけど、これは太陽光しか選択肢はなかったんですか、どんなものを検討したんですか。

一瀬企画課長 検討につきましてはスポーツ施設の整備等は検討いたしましたけれども、最終的には中にごみが埋まっているというような状況がございますので、なるべく現状の状態を維持したままで活用できる施設ということで、最終的に太陽光発電施設と、結論を取りまとめたところでございます。

臼井委員 私の聞き漏らししかどうかはちょっと明らかじゃないんだけど、要するに相当巨額な投資がしてある場所だということを考えたときに、費用対効果として、廃棄物が埋められているということはもちろんこれよく承知していることだけれども、今、課長の答弁でスポーツ施設も検討したとかという話がありましたけれども、ともかく本当にしっかりと明らかにすべきは、例えば隣接の立地企業の求めた土地、相当の出費をして今は企業が建設に入っているわけですが、この2期分の未分譲地も相当のお金が投資がしてある場所だけに、太陽光によって、いわゆる投資の回収がかなうのかとか、いろんなことがここにもっともっとオープンにされないといけないのではないかなと、私は思いますよ。

何でも役所が決めればそれでオールOKみたいな、そういうやり方ではなくて、率直に言うともっといろんな意見を、この活用方法についていろんな意見を聞くとか、あるいは、またそれによってはこれぐらいの投資が還元できる、採算がこんなふうな状況になると、いろんなことをもっともっと私は明らかにすべきだと思う。しかし役所ではこの件に限らず、必要最小限度しか明らかにしない。しかしこれだけの大きな問題は本当に明らかにして、本来はこれも分譲して少なくとも投資したものを回収するというのが本旨なはずなんですから、それがかなわない。かなわないけれども、どんなふうなことを選択することによってこれだけの回収ができるのか、かなうとか、あるいは、他のものはこんな状況だ、あんな状況だ、ついては太陽光に決めたんだというプロセスがもっと、今までもそんなことを二、三議論になったことはあるんでしょう、この総務委員会か本会議か定かじゃありませんが。しかし私の記憶というか、承知している範囲では現場こそ問題となった現地を見たついでに隣も見たいな機会はあるけれども、それ以外の機会は全く私個人ではなかったし、委員会の違いもあったんだろうけれども。

この太陽光というのはもうちょっと、極端に言う人の話を聞くとピークは過ぎたよと。もう太陽光、関心を持ってあるいは声高に騒ぐような時期ではなくなったよと、こういう話も我々にはよく入ってくるんです。それは売電の価格の問題とか、いろんなことでしょう。あるいは、御存じのようにこれだけ原発が全国でとまっけていても、この暑い夏、電力不足は一切発信されてこなかった。ということは、原発がなくなると日本国の電力は十分ケアできるんじゃないとか、あるいは、何で大事な公共事業に、ただ流行みたいなものに走るんだと。もっと議論の余地なり選択の余地あったんじゃないかと、こういうふうなことも率直に感ずるわけです。今回のように公社の定款を改正してですね、定款変更して云々ももちろんやむを得

ないことなんでしょう、結果的にはやむを得なかったということになったのかもしれないけども、県の尊い財産ですから、いろんな議論なり、これをどういう、役所の部内だけで検討したんですか、この用途については。今、私が幾つか言ったことを絡めてこの用途のこともちょっと返事してください。どういふサイドで用途の議論がされたのか。

一瀬企画課長 用途につきましては庁内、それから、土地開発公社を含めましての検討のみでございます。その用途につきましては基本的には、まず、とにかく土を掘り起こさない工法によってできることというものが大前提ということで、検討したところでございます。問題となった用地につきましても廃棄物、それから、転石等を処分するお金といたしまして6億5,000万円かかっておりますので、同様なことで何か大きな工場立地であるとか、それに近いような形で地下を掘り返すというような目的を持った施設であるとする、同じようなことになってしまうということで、そういった経費が非常にもったいないということがございますので、それを大前提として考えまして我々内部で検討したところでございます。

臼井委員 役所の人たちを否定するわけでは全くない。全くないけれども、よくあなたたちが隠れみのと言っちゃおかしいが、いろんなことで使う検討委員会だか何とか委員会みたいなものをよくつくるじゃないの、得意な手法だよな、はっきり言って。そういう中で、私はさっきもう用途はほかに検討したかということももちろん聞いたけれども、投資効果の問題、採算性の問題も質問しているんだよ。あなた答えないけれども、そういういろんなことをだね、例えば競売、一般的には県有地は民間には貸与しないということになっているわけだ、一般的にはだよ。このいわゆる太陽光については例えば葦崎も甲斐もいろんなところでやっているけれども、言ってみれば例外なんでしょう、恐らく例外と思う。一般的には県有地はあんまり民間には貸与しないというのが原則だから、そういうことで例外扱い、例外がたくさん出たらこれは例外でなくなっちゃうけれども、そういう意味でね、もっと何でこの用途についているんな識者に議論をいただくとか、検討いただくとかって、そういう方法とらなかったの。

一瀬企画課長 まず1つ訂正をさせていただきたいと思います。大塚の土地につきましては土地開発公社の所有地でございますので県有地ではございません。ですので、土地開発公社の方で定款変更を行うことによって貸し付けが可能ということになったわけでございます。それから、その検討につきましてもでございますけれども、先ほど来、説明させていただいておりますように、ほかの用途・用途というものが今の課題を解決する中で、なかなかなかったという状況にございましたので、とにかく太陽光であれば敷地の上に、簡単なことを言ってしまうと、上に太陽光パネルを設置するという工法で施工ができるというようなことがございましたので、それを中心に検討をさせていただいたというところでございまして、委員おっしゃるように、例えば有識者等々に聞く必要があったのではないかとということにつきましては確かにそのとおりでございますし、いろんなところからいろんな意見を聞いた上で判断すべきだったのではないかなというふうには今は考えているところでございます。

臼井委員 都合のいいときは県有地だ、都合の悪いときは県有地でない、この使い分けも役所らしいんだけど、公社用地ということは言ってみれば県有地だよ。公社は県が100%出資している機関、それは県有地ですよ。県有地でないというのはそれはあなたたちの事務的な分掌上の問題を言っているんであって、誰が見ても、県民が見ても我々が見ても県有地であること間違いのないよ、この市川三郷町の土地は。

いや、そんな理屈はあんまり言いたくないけれども、そういうことを言うからどうしても言いたくなっちゃうんだが、そういう意味で答えなさいよ、投資効果の問題、費用対効果の問題。

一瀬企画課長 投資効果でございますけれども、現在あの場所を仮に企業に対して工業団地として売却するということになりますと、4億何がしかの金額に今のところなる予定でございますが、それに対しまして太陽光発電ということで、今の売電価格、これ20年につきましてことしの37.8円という単価が適用されるわけでございますけれども、20年を貸し付けた場合でございますが、単価の方はまだ確定はしておりませんけれども、1億～1億5,000万円ぐらいの貸付料にとどまるのかなという積算をしているところでございます。

臼井委員 1億～1億5,000万円って、これ20年間のこと言っているの、1年間のことを言っているのか、よくわからないじゃないか。

一瀬企画課長 20年間でございます。

臼井委員 20年間の貸付額が1億5,000万円。  
この約2万5,000平米で。ということは、年間あるいは平米単価は。

一瀬企画課長 平米単価につきましては他県の状況等を勘案しながら今後決めていくことになるかと思えますけれども、150円～300円ぐらいが他県の状況から見て適当かなというふうに考えているところでございます。

臼井委員 例えば現実に他県とかじゃない、山梨県でさっき言った葦崎や甲斐でやっているじゃない。県有地を貸しているじゃない、それはどうなの、当然参考にしたんでしょうけど。

一瀬企画課長 葦崎・甲斐につきましては、プロポーザル方式ということで県有地を貸しているわけでございますけれども、土地につきましては無償で貸付をしております、ただ、その条件といたしまして例えば環境協力金であるとか、土地の市町村交付金に相当する額であるとか、あるいは、伐木であるとか、造成経費だとかいうものを、土地代ということではなくて県に納付していただいているという状況がございまして、環境協力金につきましては2億円、これ20年間でございますけれども、それから、所在市町村交付金相当額につきましては20年間で3億4,000万円、伐木・造成費等につきましては、1億1,000万円というような金額を県に納付していただいているというふうに聞いております。

臼井委員 この件これで終わりますけどね、やっぱり尋ねるからではなくて、こんなふうな検討・研究したと、ついてはこれが現状なら極めてベスト、ベターな土地の利用方法、活用方法であると。そういうことをしっかりと、これ公共用地ですから、もしあなたたちが言う県有地という言葉が悪いとしたら、公共用地と言おう。公共用地ですからね、ちゃんといろんな議論の中身や、こういう着地をしたことについては、これこれこういう実態であるということを開示しないと、本当に、率直に言って役所らしからぬおかしい話だと私は思いますよ。今、課長が答弁したようなことを今まではっきり示せなかったことがいっぱいあるはずだけれども、何でそんなふうなやり方をするのか。そうすると、結局は「いや、これは公社ですから」ってこう言う。公社ですからといって言いながら決定権はほとんどあなたたちが持っている。

もう何が何だかこの使い分けというのは自分たちでよく迷わないと私は思うが、これが役所流の勝手流というやつなのかもしれないけども、そういう点でだね、私は太陽光云々ということをそういう機運がないとは言わない、率直に言っている話も我々にも持ち込まれることも多々ありますよ。

けれども、悠久な土地利用の方法なのかとか、あるいは、日本の電力の需給の問題で小水力だとか、いろんな発電の問題が議論されている、あるいは現実に具体的になっているときに、この太陽光が果たしているような発電に比較してみて、そういったふうな意味での費用対効果とか、そういうものはいかがかとか、そういうことをしっかり明らかにして、ついては結果として太陽光です、というのであれば、私はこんな質問は恐らく一切しなかったと思うんだけど、いまだ個人的には太陽光がいいのかどうかという判断はいたしかねているんだけど、公社の定款まで変えてこれに一瀉千里ということのようだから、これはこれ以上言うつもりは全くないが、ぜひ役所らしく真剣に慎重に議論をしたり、いろんな人たちの知恵や力をかりたりってということが、本件の処理にはいささか不足していたのかなという印象を強く申し上げて終わります。

主な質疑等 総務部関係

第91号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-6号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
討論 なし  
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(山梨県消防協会について)

臼井委員 充て職で知事が会長ということになっていることが、我々からするとその都度新聞には「会長横内正明」という氏名が記されていることに大変残念に思うんですね。まず最初に聞きますが、知事も記者会見でこの問題についてはいささか心情を述べているように記憶がありますけれども、いつから知事が充て職になっているのか教えてください。

山下消防保安室長 山梨県消防協会、戦後設立されたわけでございますけれども、その当初より山梨県知事が会長として任じられてまいりました。

臼井委員 たとえ充て職といえども知事になっているということは、知事の部下である消防協会を所管している担当課は、犯罪に手を染めてないまでも相当の道義的責任はあると思うんですけども、その点はどうなんですか。

山下消防保安室長 消防所管担当課長が従前であれば消防防災課長でございますけれども、そして山梨県消防協会の専務理事の充て職も任ぜられております。そのような観点から当然県としての指導、そしてその充て職としての役職員としての責任、そういったものにつきましてはやはり一定の責任があったものというふうに考えております。

臼井委員 県の防災担当課長が充て職で専務理事、今そう言ったでしょう。これは充て職であろうが何であろうが、これは十分な責任があるじゃない。法人の専務理事という立場は、どうなんですか。

山下消防保安室長 その役員、副会長以下、消防協会の役員の責務につきましても、第三者委員会等におきまして御審議をいただいたところでございますけれども、常時その事務局に在籍をしているわけではないということでございます。なお、副会長と役員と同様、処罰と申しますか、処分の対象とまではならないということで、第三者委員会の御意見もいただいたところでございます。

臼井委員 それは何委員会がそういう結論を出したか知らないが、少なくともその法人の専務理事という立場にあった者が全く知りません、全く関与していませんでは済まされない。常識的に済まされるものじゃありませんよ。常勤をしているとか、してないとかいう問題じゃない。少なくともその法人の定款なり何なりで、専務理事が責任を負う立場になるのか全くわからないので、後ほど提示してほしいと思うけど、何か対岸の何とかみたいな感じで県行政はしているようで、とにかく消防協会が悪い、消防協会が悪い、常勤職員が悪いという、それは悪いことは事実でしょう、刑事犯罪に手を染めているんじゃない。しかし相当県行政も責任があるという認識がなかったらこれはおかしいですよ。絶対おかしい、そう思いませんか。

山下消防保安室長 県といたしましても現在消防協会の現金出納にかかわる例月の出納検査、こういったものの事務改善策、県民の方々の御信頼を回復するための事務改善策につきましては、現在は消防保安室も消防協会の事務に積極的に指導し、また助言を行うということで、信頼回復に向けての取り組みを県としても一緒に取り組んでいくという姿勢でいるところでございます。

臼井委員 指導しじゃなくてみずからが自省しなさい。みずからが反省して、指導しじゃない、当事者だからこれみずからがまず反省して。専務理事にある人間は当事者だからみずから反省し、恐らく法人である以上、監事だか監査とかいう役目の人もいるんでしょ。いないわけない、当然いるはずだよ。そして報道によると、そんなお金の存在も知らなければ通帳も知らない。知らないというのは、これは何も仕事してないのか、ということになるんじゃないの。知らないということは。そうでしょう、その通帳の存在もそういうお金の存在も知らない、報道によるとだよ。私は役所から1回とて報告を受けたことないから、あくまで報道でしかわかってないけれども、監事とか監査とかいう人たちも固有名詞を挙げて教えてほしい。この事件が数年前からの事件らしいけれども、そのころの監事をしている人物が必ずいるはずだから教えてください。

山下消防保安室長 今回の事件の対象となっております期間は、損害賠償につきましては平成13年度から平成23年度の間となっております。県消防協会の監事につきましても、消防団の団長さんたちが理事となっております、その中から選任をされるという位置づけでございましたので、任期2年等の中でその間におけます監事は複数名おりまして、ちょっと手元には具体的な名簿等は持ってありません。

臼井委員 監事の人数は。

山下消防保安室長 監事は2名でございました。

臼井委員 2名全てが10年間以上、消防の団長じゃないと思うよ。恐らく1名は役所の関係者とか、あるいは、会計士とか税理士とか、全員が団長だと私思いませんよ。どうですか。

山下消防保安室長 平成25年度以降につきましては、監事については外部の方を含めまして4名体制ということで組織の見直しを行ったところでございますが、それ以前におきましては監事はやはり消防協会の理事でございます消防団の団長さん方にお務めいただいてまいりました。

臼井委員 とにかくそれは信じられないよ。消防団長が2人とも監事なんていうことは、法人でしょう。消防協会というのは何法人。

山下消防保安室長 財団法人でございます。

臼井委員 財団法人、なおのこと金にまつわるものを財団って、極端な言い方するとそういうもので、社団とは違ってね。消防協会とお金がどういう関係があるのか私よくわからないけれども、社団じゃなくて財団だと。あなた定款持っているでしょう、その消防協会の定款を。だって、消防協会のことを報告しようというのに消防協会の定款もありませんなんて、手元不用意ですなんてことあり得ない。持っているでしょう、定款を、監事は誰を充てるって書いてあるの、消防の団長充てるって定款に書いてあるの。

山下消防保安室長 まことに申しわけございません。今、手元に具体的な定款を持っておりません。申しわけございません。私の記憶の中では理事の中からの選任ということでございますので、理事につきましては基本的には消防団長が理事に選任をされていたということで記憶をしておりますので、そこでお答えをさせていただいております。

白井委員

今ここにないというんじゃないから、指示して委員会が終わるまでに持ってきてほしい。そんなこと簡単なことだからね、あなたの課員に言えばいいんだから。

先ほど伺った県の消防防災課長が専務理事であるということをはっきり聞いたわけだね。充て職であろうと何であろうと専務理事という立場は必ず決裁をしているはず。会長の知事は決裁してないまでも専務理事は会長にかわって決裁をしているはず。してないことはあり得ない、一般的に。一般的にですよ、よほどおかしい幽霊団体では知らないけれども、普通はあり得ないわけだ、専務が決裁してないなんてことは。そういう意味で歴代の消防防災課長という人たちが役所の現職にもいるでしょうし、OBにもいるだろうけれども、どうしてこんな問題が23年まで、ともかく報道によると千何百回だか、ともかくものすごい複数回のお金の引き出しがあったということになって、普通お金引き出すときにちゃんと、上司の決裁がなければ普通はお金は引き出せない。

しかし新聞報道によるとそのお金の存在を知らなかったというんだから、専務は何してたのと。聞くところによると事務局長、事務局次長、2人も県庁のOBが天下っていたという話であって、県庁以外はそんなことで絶対済まされないはずなんですから、そういう意味でこれはもう対岸の出来事じゃないね、率直に言って。別に役所ぐるみなんて言いませんよ。そうじゃなくて、役所にも残念ながらかわりを否定できないそれぞれの立場にあったということですよ。だから、告訴した相手はあれかもしらんけれども、もう卒業しちゃっている人とか、あるいは犯罪を犯した人かもしれないが、役所がこのことに対して全く他人事のような言い方や、そんなスタンスでいたらこれは大間違いとはっきり思いますよ。総務部長にそういう責任者としてお尋ねしますけれども、どうも報道を見ているとまるで消防協会という団体だけの内部問題であって、山梨県は一切関係ないような、県庁は一切関係ないようなイメージ、ニュアンスで報ぜられているんですよ。先ほど何度も言うように報道しか見てないからわからないけど、そういう中でいつまでもこんな前向きでない議論をしてもしょうがないから、私は質問としては以上で終えたいと思うけれども、総務部長は失礼だけど理事にはなっていないだね。

前総務部長

役職はついておりません。

白井委員

役所の職員の言ってみればそういう倫理とか、責務とか、役所もそれぞれの責任があるはず。そういう意味でこの問題は総務部長が就任してもうある程度月日が経過していますから、相当このことを報告は得ているだろうけれども、役所があくまでも知事・専務理事充て職で一切関係がありません、消防協会だけの問題ですということ、総務部長、言い切れませんか。

前総務部長

まず、法的な責任という意味で問えるかどうかという観点からですと、これは第三者委員会、これは弁護士とか、公認会計士とか、そういった方で組織された委員会、発覚した当時の委員会でございますけれども、その中で先ほど室長から説明があったように、無報酬で協会にも常駐しておらず、常時実務を監督できる立場になかったという観点から、法的な責任は問えないというふうな結論が出ているところでございます。ただ、先ほど専務理事という形で役職についていたという部分は、これは否定はできない事実でございます。我々といましてはこうしたことが今後ないように、この消防協会の事務的な管理とか、チェックのあり方、そういったことは常にこれからも見ていかなきゃいけないと思いますし、そうしたことを通じて、この消防協会の県民からの信頼の回復とか、そういった部分についてこれからもしっかりと指導していく立場にあるというふうに考えているところでござい

す。

白井委員

総務部長のその答弁、私はわかんないんだけど、私が言っているのは決して必ずしもこれ他人事じゃないでしょうと、対岸の問題ではないでしょうと。知事は恐らく決裁したなんてことは、想像ですけど、一度もないと思います。しかし専務理事という立場の人は何らかでこういうことの決裁は、何回したか、何に対してしたかは知りませんよ、そういう立場で決裁をしたりはしていると私は思うんです。してないとしたら、これは怠慢もいいところ、まさにそんなのやめなさいと言わざるを得ない。そういうことをいろいろ考えると、くどいようですけども、消防協会に限らず役所のほうの責任も、これ刑事的責任とかなんかってそういうことを言っているんじゃないんですよ。少なくとも職員としての責任をしっかりクリアしてないということだけは、これは事実だと思うんですよ。そういう意味で、人事の担当責任者として総務部長はどのような認識をしていますかとお尋ねしているわけです。

前総務部長

専務理事として、そういう意味で役員としてかかわっていたということは事実であると思います。実際にどこまでチェックをしていたかという話であれば、法的責任という部分もありますけれども、具体的にチェックをしていたわけではないというのが恐らく事実だと思います。そういう意味で、かわり方が不十分といいますが、管理・監督が不十分だった部分が一定程度あるというのは、それは全く否定できないということではないというふうには思います。いずれにしましても、こうしたことが起こらないようにしっかりと指導なり、あり方というのを見ていく必要があるというふう考えております。

白井委員

こんなことね、本当に私も嫌なんですよ。ただ、1,000回だか2,000回だか、しかもお金は1億4,000万円という巨額、これが一度も目にも触れない、耳にも触れなかったなんていうことを幾ら言ったって、私は警察官じゃないからどうにもならないけれども、誰が考えたってこんなことを信用する人は1人もいないはずですよ。だから、何に原因があったかということだって、これしっかり追及しなきゃいけないし、探求しなきゃいけないし、そういう意味でね。今、刑事事件として既に身柄拘束されている人がいるわけですから、その他の方々は身柄拘束されている人は1人もいないということは、刑事的な責任を負う立場にはないのかなと思いますから、私もあんまり断定的なことは申し上げられないが、どちらにしても世の中には刑事・民事はともかくとして、その任にあれば当然責任を負わなきゃならない。その責任が負えなかったときには、当然それなりのおとがめを受けなきゃならない、ペナルティーも受けなければならないということも事実ですよ。

今、捜査中ですから、捜査が終結してからということなんでしょうけれども、もうちょっと、余りにも県全体としてというか、そのセクション、総務部の中の消防防災、そういったセクションで余りにも甘い。甘いからこんなに長期にわたって、しかも1,000回だか、2,000回だかなんていうお金の引き出しを極めて安易に、極めて安易ですよ、安易でなかったらこんなことやっていけないんだから、極めて安易にこんなことが繰り返されてきたということについては、本来的に刑事・民事は別として役所の担当の人たちも責任負わなきゃいかん。この前に、企画県民部での議論でもあったけれども、6億円も7億円も公費をつぎ込まなければ進出企業に土地を売ることさえ、引き取ってもらうことさえできなかったというばかなことをやっても、失礼だけれども、どこの関係する組織の中で1人も責任をとってない、1人もだよ。何年も前のことですから関係ありませんで終わっちゃっているわけで、のきな結構な役所だなと言わざるを得ない、我々の立場で言えば。そういう意味で、この問題についてはそう簡単に対岸の問題だという処理はしては

ならないと私は強く認識していますから、関心を持って今後もしっかり追求していきますので、そんなふうをお願いしたいと思う。要求した定款が手元に入ったら持ってきてください。

飯島委員長 この際、当局にお伝え申し上げます。先ほどの臼井委員の発言のとおり、消防協会の定款を委員会として資料要求いたしますのでお願いいたします。

(山梨県消防協会について)

望月(清)委員 新聞によりますと十数年ということですが、会計担当職員が上司によって命令を受けたと、こういうことになっているようですが、その中で事務局長、次長、これはどういう方がやられたのか説明いただきたいと思います。

山下消防保安室長 お答えいたします。県職員のOBでございます。

望月(清)委員 その任命権といえますかね、選任方法といえますか、それらについてはどんなふうになっていますか。

山下消防保安室長 あくまでも山梨県消防協会の任免ということでございますので、消防協会の中で採用という形になっております。

望月(清)委員 やはり県庁職員のOBが行くポストの1つという形なのでしょうか。

山下消防保安室長 少なくとも、この平成13年度～23年度の間におきましては、局長、そして、事務局次長は県のOB職員が着任・赴任をしておりました。

望月(清)委員 局長・次長の任期はどのくらいでしょうか。

山下消防保安室長 基本的には3年、例外もございますが3年で交代と申しますか、3年で任期を務めておられました。

望月(清)委員 新聞等によりますと出張がかなりあったということも載っておりました。この方々の報酬というか、給料というか、年間にどのくらいだったのでしょうか。

山下消防保安室長 消防協会におきまして報酬額を決定する際に、やはり県のOBでございました者ですから、その前任のポスト等を勘案する中で十数万円という月額報酬を決定しておりました。

望月(清)委員 それは仕事内容、または実務内容に対して正当・妥当な報酬だったのでしょうか。そういう形がきちんとしてあるならば、別個に例えば出張旅費とか、そういうのはその女子職員がでしょうか、それから引き出しとか、そういったことはする必要もなかったんじゃないかなと思うんですけれども、一般的の考えですね、そこら辺はどうでしょうか。

山下消防保安室長 当然、消防協会の業務といたしまして公務出張等があった場合に、やはり適正な旅費の支給ということは当然行われておりました。ですから、直接その報酬月額と旅費との関係というのは財務調査の結果でも、そこからの類推というのはできないわけでございますけれども、旅費等の支給は適正に行われていた、適正と申しますか、規定の中でなされていたものというふうに見ております。

望月(清)委員　　そういう中ですけれども、その職務ですね、職務の内容、これも定款に載っているのかと思うんですが、そのところで金はどのような扱いをしたのかということが、やはり問題視されるんじゃないかなというふうに思います。さらに捜査が進んでくる中である程度のものが明確になるとと思います。そのときの責任の所在ですけれども、ただ、確定しておられないわけですが、そのときに県におきましてもかなり県の不備、またはやるべきことをやらなかったと、こういうような事態が起こると大変不都合だというふうに思います。そんな中で、県もみずからこの問題に対していい形の中のできる限りの最善を尽くして、この解明または再発防止といったことに全力を尽くしてもらいたい、こんな思いでいっぱいあります。

(県職員の健康管理について)

仁ノ平委員　　県職員の健康管理についてお伺いいたします。県行政の推進のためには、これを担う県職員の健康増進、健康管理が大変大事ですが、県職員は元気に健康不安なく職務に当たっていただきたいと思っています。そこで伺うんですが、現在、県の職員の健康診断や人間ドックが行われているんですが、きょうはそのうち人間ドックに限って何点か伺いたいと思います。希望制と伺っているんですが、毎年どれくらいの方がこの人間ドックを希望し、それを受診できるのかまずお伺いします。

渡邊職員厚生課長　希望制人間ドックにつきましては、平成23年度から実施をいたしております。この希望制人間ドックにつきましては、職員が年齢にかかわらず受診時期や健診機関を選定できるというシステムになっております。今、委員がおっしゃいました受診希望状況等でございますけれども、平成23年度につきましては1,029人の受診枠に対しまして申し込みにつきましては1,384人でありまして、受診枠に対して約1.3倍の申し込みがございました。また、平成24年度につきましては受診枠1,040人に対しまして1,508人と、約1.5倍の申し込み状況になっております。それから、今年度平成25年度でございますけれども、1,036人の受診枠に対しまして申し込みは1,475件で約1.4倍、3年間の平均も希望者は受診枠の1.4倍という状況でございます。

仁ノ平委員　　人間ドックですから結構高額の受診料がかかる。それを検査料金の80%を県が、助成するという制度と理解しているんですが、ただ、今の御答弁を伺っていると年によって少々違うんですが、400人、500人の方が毎年この選定に漏れてしまうということなんですが、漏れた方の取り扱いというか、「はい、もうだめですよ」とその年はなるのかと思うんですが、実際にそういうふうになりますか。

渡邊職員厚生課長　希望制人間ドックは導入する際に、その受診枠を設定するに当たりましては、希望制人間ドックを導入しておりました他県22県の受診率を調査いたしました。その結果、職員の35%が受診率でございましたので、その受診枠を採用しております。したがって、裏返せば毎年希望していれば3年に1度は受診できるシステムというふうに承知いたしております。

仁ノ平委員　　そういう計算になるんでしょうが、漏れ何うところによりますと、選定に漏れた方は翌年優先されるんだというお話を聞いたように思いますが、違いますか。

渡邊職員厚生課長　人間ドックの職員の選定につきましては、過去行っておりました指定年齢を配慮いたしましたり、発症率が高い高齢者に配慮するとともに、昨年度手を挙げて選に漏れた方につきましては、2年連続受診できないことがないように優先して選

定するようにいたしております。

仁ノ平委員 必ず翌年最優先で受診できるということですよ。

渡邊職員厚生課長 受診枠を35%といたしておりますが、基本的には受診できるというふうに理解しております。

仁ノ平委員 私もその選に漏れた方は翌年は最優先だというふうに伺っておりました。ただ、その考え方は現状ではいいと思いつつ、4月に希望を出しますよね。4月に希望を出すということは何らかの必要を感じてここで受けたいと思うから希望を出すわけで、選定に漏れて1年間受けられず、次の年また4月に希望を出して、また受けるまでに日数があるわけですよ。やはり1年以上間があいてしまうわけで、必要と思った年に受けられるのが本当はベストだと思うんですけども、その辺の制度改正というのはできないものでしょうか。

渡邊職員厚生課長 人間ドックにつきましてはこの希望制人間ドックを導入いたしました際に、3年間その様子を見てみましょうということで始めております。23年度から25年度まで3年間経過してまいってきておりますので、これまでの人間ドックの受診状況の実績や、職員からもアンケート調査等を実施しておりますので、その検証を行う中でより職員が受診しやすい環境整備についてまた検討してまいりたいというふうに考えております。

仁ノ平委員 来年度に向けて検討があるというお答えをいただいたんですが、大変公平な制度だということは承知しております。聞くところによりますと部長も次長も選定に漏れたそうで、大変公平な制度だなと思うんですが、より枠を広げてですね、財政的に難しい面もあるかと思うんですが、ぜひ財政課長もこの席に見えていますので、職員の方がより枠をとって人間ドックを受けられるような改正というものを望みたいと、一言ここでいただけますか。

渡邊職員厚生課長 委員がおっしゃいましたとおり、私ども職員厚生課といたしましてはより多くの方に受診していただきたいわけでありまして、やはり県の財政状況の中、また、共済組合につきましても職員数の減などによります掛金・負担金の減少もございます。そんな状況の中でよりよい制度となるように検討してまいりたいというふうに考えております。

仁ノ平委員 受けたいときに受けられる制度になってほしいと願っています。この点はぜひ考慮されて来年度に向けての検討をお願いします。

(災害時のボランティアについて)

別の話題になりますが、本年度、当委員会は8月下旬に県外調査で東北に行っていました。全てではないんですが、防災・減災、そして復興状況の調査ということを中心にテーマに参ってきたわけですが、そこで勉強させていただきましたので何点が防災ということでお伺いしたいと思っております。

1点目は宮城県の石巻市に参りました。そこでは社協の方々から、私も不勉強であったんですが、石巻モデルというものについて学ばさせていただきました。今、石巻モデルというものが全国から注目されてたくさんの視察の方、あるいは「奇跡のボランティア石巻」ということで本も何冊か出版され、『AERA』でも特集が組まれているという状況です。何が奇跡かといいますと、全国から10万人のボラ

ンティアの方が石巻に結集され、大変見事なボランティア活動を行ったということでございます。石巻は御承知のとおり、東日本大震災で亡くなった方の約5分の1が石巻市で、行方不明者も6分の1で、大変被害の多かったところなんです。ボランティアの活躍なくして、今の状態に到達するまでに3倍の日数がかかったであらうという御説明を受けました。

なぜ石巻にそんなにたくさんのボランティアが来たかというのは、よそでボランティアが働きづらかったんですね。何で働きづらかったのかというと、ボランティアが動く仕組みがよその多くのところ、全部とは言いません、多くの被災地で構築できなかった。なぜ構築できなかったかの第1の原因は、まずボランティアを拒絶していたというメンタリティー、ボランティアなんか来たって何ができるのかとか、どんな人が来るかわからないという、もう心理的にボランティアを受け付けない。阪神大震災でのボランティアの活躍を我々は評価しながらも、まだそういうボランティアNGO、NPOへの不信感というものがあって、そういうことがあったので石巻だったら働けるぞということで、ボランティアさんが仙台市を通過して、ボランティアさんが仙台じゃなくて、石巻にボランティアに行こうと言って集まった経過があったようです。

そこで質問ですが、ボランティアを受け入れるためにはやはりそういうメンタリティー、不信感があるのであればなおさら、発災以前からボランティアを受け入れるための日ごろからの準備が必要だと思うんです。せっかく、もし本県で大きな災害があった場合、ボランティアさんが駆けつけてくださるでしょう。その方々の力を生かさぬ手はありません。本県のボランティアを受け入れの準備はどこまでできているのか、基本的には市町村が担うと思いますので、県はどのように考え、どのような支援、アドバイスを市町村にしていくのかお伺いしたいと思います。

#### 前沢防災危機管理課長

阪神淡路大震災以降、災害ボランティアというのが注目をされて、受け入れる体制を整えてきているところございまして、御指摘のとおり市町村の社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを立ち上げて受け入れるような形になりまして、県は県社協、日赤等の中で災害救援ボランティア本部というのを立ち上げて調整をするような形で、受け入れ体制を整えているということで、受け入れに関しては県の事業で研修等を行っているところでございます。

#### 仁ノ平委員

先ほど言い忘れたんですが、東北の中には県外ボランティア禁止なんていうことをしたところもあるようで、全く阪神の教訓が生きてないと、そういうところだったので石巻の一人勝ち、そんな状況も伺ってきました。基本的にはボランティアを受け入れて活躍していただきたいというのが、本県として市町村の意向とは思いますが、それをするためには石巻で学んだことはまず人ですね。来てくださるボランティア個々の方、ボランティア団体にもボランティアを動かしていくキーパーソン、そして受け入れる側、我々のほうにもキーパーソンが必要であるということ。そして場所の確保、石巻の場合は石巻専修大学がその場所となり、ボランティアさんのテント村がつけられテント約2,000、そこで寝泊りしていただいて活動が繰り広げられたということで、そしてもう一つは、石巻市、社協、そして調整会議というものが立ち上げられまして、正式な会議にボランティアも参加する。

行政や社協と対等の立場でボランティアのトップの方たちに来ていただいて、毎日、毎日、調整をしていく。むだな動きをしないように、あそこに着くと弁当配達し過ぎてこっちが足りないというようなことがないよう毎日、毎日、丹念な準備をしていくという、人、場所、会議にボランティアを入れる、そういう基本的なことを今からしておく必要があって、そのためには最低これだけはやりましょうという基

本マニュアルのようなものを今からつくっておかないことにはできない。ボランティアさんにはどこに寝ていただくかとか、誰が核になるかという備えを今から県、そして市町村全てでやっておくような基本マニュアルをつくり、最低限の準備をしていく必要があると思いますが所見を伺います。

前沢防災危機管理課長

マニュアルの関係でございますけれども、これも平成7年の阪神淡路大震災を受けて、平成9年に、社会福祉協議会が中心となってつくったものでございますが、「民間社会福祉災害対策マニュアル」というものをつくって準備をしているということでございます。

仁ノ平委員

今の御答弁は東北もやっていたと思うんですよ。阪神大震災の後、うちと同じものをつくっていたと思います。それでも排除した、受け入れられなかったということを私たちは東北で見ってしまったわけですね。ぜひ本県も「あるよ」ではなくて、それを日々更新していく、県の担当者、また社協の人もかわることでしょう。そういう書類をつくってもいつかほこりをかぶっていたということもある。そのマニュアルの日々更新、ブラッシュアップをぜひともお願いしたいし、ボランティアの方には「山梨に行って活動してよかったな」と、本当に山梨では動きやすく、自分たちが役立ったという充実感を持って帰っていただく。そういうことができるように、そのマニュアルの見直し、向上、更新、ぜひとも必要だと思いますが、「あるよ」でなくて違う御答弁ないですかね。

前沢防災危機管理課長

先ほど申し上げた「民間社会福祉災害対策マニュアル」、これは県も入って、実際に受け入れる社会福祉協議会が中心となってつくったものでございます。これについては、東日本大震災を受けたり、あるいは、地震防災訓練の中で災害ボランティアセンターの設置運営訓練等を行っておりまして、そういった中でいわゆるブラッシュアップといいますが、見直しは随時されていると、こういうことでございます。

仁ノ平委員

ぜひ今後とも、あってはならないことですが、大きな災害があった後のボランティアの方に活躍していただくというのは、復興のために欠かせないことですし、ボランティア元年と言われたのはいつでしたかね、それから随分たちましたが、ボランティアの方に効率よく動いていただくのは我々の務めだと思います。さらなる研究と実践をお願いして、もう一点。

(東日本大震災に伴う被災地への職員派遣状況について)

東北で学んだことで、4カ所ほど防災関係の視察をさせていただいたんですが、行く先々でもう恐縮するくらいお礼を言われるんです。それは山梨の皆さん寄附をありがとうございましたということと、亘理町というところではうちの「あかふじ」が行っていますから、それへのお礼を伝えられました。それともう一点、職員の方に来ていただいてありがとうございますと言われました。そんなお気遣いなくという気持ちでありますが、その3点のお礼をよく言われました。

そこで伺います。県から、そして市町村から一体どのくらいの職員が派遣されたのでしょうか。そして今も向こうで被災地のために働いている職員はどのくらいいらっしゃるのでしょうか、教えてください。

吉原総務部次長（人事課長事務取扱）

被災3県への本県の職員の派遣についてお答えさせていただきたいと思いますが、2年半前の震災直後は災害の復旧ですとか、医療救護ですとか、あるいは健康相談、あるいはメンタル相談ということで、そのときは1週間程度ぐらいの期間で職員がかわるがわる半年ぐらい、保健師ですとか、あるいは土木関係・林務関係の職員が被災3県の方へ行っておりまして、実数人数で言いますと230人～250人程度の職員が、その間は被災地の方へ応援に行っていました。その後、半年たちまして9月からは3カ月以上の長期派遣ということで、これについては平成23年度につきましては9月から7カ月ほど年度末までありましたが、そこは4カ月、3カ月というような分け方で計6人の職員が行っておりまして、24年度、25年度、この2年間ににつきましては3県に合計で県職員は9名行っております。ただ、農業土木関係の職員につきましては、1年間通して同じ職員ではなくて3カ月ごとに職員がかわっているということで、実人員で言いますと15人～16人が、昨年、ことし被災3県の方に復興のお手伝いに行っているという状況でございます。

秋山市町村課長 市町村の派遣の状況につきまして御説明をいたします。平成24年1月～3月にかけては1市で宮城県仙台市の方へ2名を1カ月交代で、延べ6名ということになります。また、昨年度でございますけれども、平成24年4月からことし3月までにつきましては、4市1町で延べ8名を被災いたしました3市2町に派遣をしております。また、派遣期間でございますけれども、おおむね1年間というのが4団体、約3カ月の派遣が1団体というふうなことでございます。ことしにつきましては1市で事務職員を陸前高田市に派遣をしております。

市町村状況につきましては以上でございます。

仁ノ平委員 それだけ多くの方が我々が感謝されるほど行って貢献されるということですね。最後に伺いたいことは、そうした県、そして市町村の職員の学びをどう本県の防災に役立てるのかということでありまして、長期にわたっての派遣で多くのことを現場で学んでらっしゃると思います。それを生かしていくことが特に肝要だと思うんですが御答弁を願います。

吉原総務部次長（人事課長事務取扱）

先ほどお話をしましたが、復興の応援に行っているということで、ほとんどの職員が技術の職員でございまして、土木職でありますとか、農業土木職、林業職とか、あるいは、最初の復旧作業の職員についても保健師であるとか、看護師であるとか、そういった方々は当然自分たちの技術のスキルアップにもなりますし、戻ってきて例えば河川的设计、道路的设计をするときにもそういった災害の対応ということを生かしながら、もう既に対応されていると思いますし、先ほどちょっと言った保健師で、避難所などで健康相談をした方々については、当然その避難所の中でいろんな課題が出てきたということで、その課題について避難所の中で保健衛生管理をしていくにはどのような対応が必要だということで、そういったものをわかりやすいリストをつくって職員にもフィードバックしたり、あるいは、市町村の方へもこういった課題がありますよということで、リストを市町村の方へも配付をしたりということで、そういったもので使って県あるいは市町村が既に災害に備えたり、あるいは訓練に対応していくということで、大いに活用をいただいているというふうに承知をしています。

仁ノ平委員 被災地で学んだ職員の力を生かすということは、本県のために大変大切なことだ

と思います。今のお話の中でもありましたが、例えば冊子とか、チラシで報告をいただく、あるいは、職員や県民に対して講演をやるとかささまざまな協議の中で生かすなど、ぜひ今後検討して我々にも県民にも発信していただきたいと思います。

特に答弁は結構です。ありがとうございました。

(災害時の備蓄に対する啓発について)

早川副委員長

今まで山梨県で余りクローズアップされてない部分について質問します。特に災害によって電気、ガス、水道といったライフラインが途絶して交通網が寸断された場合に、県民の命を支える食料、飲料水とか日用品の確保が本当に重要だと感じたんですね。その辺がこの間の県外調査で感じたんですが、そこでまず発災時の食料・飲料水・日用品の確保について、市町村に今どれだけの備蓄があるというのを県として把握しているのか、また、そういったことの量を県民に、備蓄に関する啓発・周知をどのように行っているのかまずお伺いします。

前沢防災危機管理課長

食料等の日用品の備蓄でございますけれども、地域防災計画の中にそういった備蓄の記載もあるんですが、各市町村においては、基本的には各家庭で3日分程度を備蓄していただくというのが、これは国のほうの防災基本計画の中でそんなふうにならされていて、啓発を進めるという形になっておりまして、市町村においてはそういったものがなくなった場合に、これは私どもの地域防災計画の中でございますけれども、直接に備蓄するものが1日、協定等で2日分を確保できるような体制をとるということになっております。具体的な備蓄でございますけれども、これは昨年の12月現在の資料でございますが、幾つか例を挙げますと玄米が6トンでありますとか、乾パンが約8万食、その他粉ミルク等ということでございます。これは地域防災計画の中にも昨年12月ということで資料として載っております。県民の皆さんへのこういった啓発でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、基本的には各御家庭で備蓄をしていただくということの啓発を進めるという形にしておりまして、ホームページでありますとか、あるいは、この9月1日を中心に各市町村にお願いして、全世帯あるいは小中学校に配ったものでございますけれども、防災パンフレットの中でも3日分程度の備蓄をお願いするというところでございます。

早川副委員長

県民が行政からの配給に過大に期待をしないように、認識不足で3日というのは知らなかったんですね。その周知の仕方がまだまだ不足だと思うんですけど、特に周知については県としてはそのほかに考えてないんですか。

前沢防災危機管理課長

先ほど申し上げたんですけれども、行き渡っていないところについてはちょっと考えなきゃいけないのかなと思っておりまして、防災パンフレットを各世帯へ回覧していただくなり、各世帯へ配るなりということでやっております。また、学校を通じてというのが非常に効果があるかなというふうなことで小中学校には配っておりますので、なお周知が足りないということであれば、また検討をしたいと思います。

早川副委員長

3日間は自助でやるということなんですけど、発災後の4日目以降は、宮城県でもそうだったんですが、全国から救援物資が集ってくると思うんですね。ここがまた課題の多かった点なんですけど、集ってきた物資を受け入れしたり、分類したりという集積に非常に混乱を来まして、よくありますね、送ったものが行ってないと

か、そういったことの話聞いたんですけど、必要としたものを必要な場所に届けるためには、全部職員の人とかボランティアの人じゃなくて、集積や配送に係るブ口の人が必要だったり、輸送の手段の確保も必要だと思ったところです。本県の物流の拠点ですね、これはちゃんとまだ私は聞いてないんですけど、物流の拠点は例えば小瀬なのか、中央道等が近くにあるアイメッセだとか、そういう物流の拠点をしっかり決めているのか、そして、またそれともう一つは民間の大規模倉庫の活用も図ることも必要だと思っているんですけど、本県はその点について決まっていることがあれば教えていただきたいんですけど。

前沢防災危機管理課長

物流の拠点の関係でございますけれども、これは昨年、地域防災計画を見直したときに御指摘のアイメッセに御了解をいただいて、物流拠点ということで拠点の1つにさせていただいております。いざというときにはアイメッセに物資を集結して、それから、御指摘の専門家の関係につきましても、これはことしの2月に県倉庫協会と協定を結んで、専門家の派遣もお願いするような形としております。

(災害時の通信手段の確保について)

早川副委員長

同じく宮城県に行ったときに感じたのが通信手段の確保なんですけれども、2月の本会議でも質問で提案したんですが、今、本県で山梨大学の鈴木教授が提案している山梨減災情報共有システムの導入を検討しているということで、私はそれを早く導入すべきということで提案したんですが、議会の答弁ではこのシステムの導入を進めていくとあったんですが、これをより早く進めていくためには県が市町村任せではなくて、市町村に入って行ってサポートする体制が必要だと思います。そして、また具体的に各市町村と連携して、一部、訓練もスタートしているということ聞いたんですけど、その試行の訓練をより一層ふやしていくことで、この導入に近づくんではないかと感じるんですけど、その点の所見をお願いします。

前沢防災危機管理課長

2月にお答えをしまして、その具体的な日程でございますけれども、先般も甲府市でシステムの訓練をしたところでございますが、これ以降は10月20日に中央市で、これには甲府市も参加をいただくんですけども、システムを使って釜無川が氾濫をしたことを想定した訓練で試行をする予定になっております。促進することなんなんですけれども、ことし防災アドバイザーということで鈴木先生に来ていただいて各市を回っております。そういった中で、1つには進めていただくというのと、それから、来週の予定ですけども、10月7日、10日に市町村の担当者を招いて、情報コモンズというシステムとあわせてこのシステムを使ってもらって、まずは使ってもらって御納得いただくのが一番早いのかなということで進めているところでございます。

早川副委員長

隣が静岡県、同じ富士山を抱えているんですけど、静岡は同種のシステムはもう既に配備されていて、海もあたり地震に対する心配もある。本県は観光客がいっぱい来たり、今後もたくさんいろんな可能性秘めている割には防災意識が低いと思うんですね。ぜひこういったことを具体的により早く取り組んでいただければと思います。答弁は結構です。

(交通安全施設等の予算について)

白井委員

財政当局に質問したいんですけども、午前中に警察の一般所管の議論の中で警察の安全施設、安全施設の中には道路標示だとか、道路標識とかいろいろありますけ

れども、例えば標示というのは言ってみれば横断歩道であり、はみ出し禁止の黄線であり、あるいは一般の白線であり、そういう交通安全施設がどうしてもしっかりと整備されてないところが散見できると。ついては、いろんな理由がありましようけれども、予算上の理由もある。そういう中で、財政当局がこの尊い人間の命を守る極めて大事なこういったものに対する予算を、一般予算と同じでマイナスシーリングをかけて予算の減額を、担当当局からの要望を減額してきたという経緯があったわけですね。そういう意味で、まずはそういった減額をしてきた経緯があったかどうかということをお尋ねします。

田中財政課長 先ほど委員がおっしゃいました交通安全施設につきましては、県の投資的経費類似のものということで実際にシーリングをかけております。それで平成23、24、25年度と当初予算において前年度比県負担額マイナス5%のシーリングをかけているという状況でございます。

白井委員 それが出来は現場に顕著にあらわれているというのが実態だということを私は指摘しているんですけども、警察当局もあんまり財政とのやりとりはふえないという、財政当局にすれば大変真摯な答弁とか、そういうスタンスで臨んでいるようですけど、資料を見ますとそういうことが十分伺えるという感じでありまして、そういう中で、過去のことを幾ら言ってもしょうがないので、今後に当たって交通安全施設整備に対して、やっぱり財政当局は現場の実態は御存じない。例えばこの間の笹子の崩落事故以降、県土整備部は3億円からなる現地調査の費用を2月補正で充てていることは事実です。警察はあくまでもそういう補正やなんかじゃなくて、一般の今までどおりの形でチェックに、言ってみれば、いそしんできたという状況なんですけど、今後、これは午前中に警察と相当議論しまして、私はこれ以上長々と質問する気はないんですけど、今後財政当局に望んでおきたいのは、暮らしやすさ日本一とか、安全・安心とかいうことをもう本当に耳にたこができるほど我々は聞いているわけですよ。そういうことを考えると少なくとも普通の予算、一般の予算に比べてこういった安全等にかかわる予算は、意を用いていかなきゃいけないと、こんなふうに思いますし、数年間は防災新館の警察施設に相当の巨費を投じたということも、何かちょっと安全等に対して、若干厳しく予算折衝には当たってきたのかなと、これは想像ですよ。別に、現実を知っているわけじゃないがそんな感じもしないでもない。

そんな点で、ぜひ私は財政課長の今後こういった道路の附属物に対する点検のこと、あるいは前段言った道路標示・道路標識等々の交通安全施設、これに対して余分なことは必要ないけど、せめて我々が日常道路を通行してドライブしてみて、「ああ、ここもこんな状態がある、あそこもこんな状態がある」というのは、これは全ての人たちが、田中課長たちもこういったことを散見しているはずなんですよね。道路を歩いたり、ドライブしていればわかることなんで、そういう意味で、ぜひこのことについてはくれぐれもひとつ留意をして、県当局との予算については一般の安全とか命にかかわる予算とは違うという認識を、しっかりと刻みながら当たってほしいなということ強く要望しますがいかがでしょうか。

田中財政課長 例えば道路附属物ですとか、道路標示など県民の命に直結する交通安全施設の整備につきましては、少なくとも要求の段階でシーリングをかけるという対応にせず、今後、警察当局と必要な額について予算の中で議論をさせていただきたいと思っております。

白井委員 財政課長おっしゃるようによりしっかりとお願いしたいと思います。

(山梨県消防協会について)

ついて、その消防の監事のこれは先ほど山下室長は2人と言ったけど、3人じゃない。

山下消防保安室長 失礼をいたしました。消防協会の旧定款、寄附行為では3名でございました。失礼いたしました。

臼井委員 それで、監事はついでに持ってきましたか、今までの10年間の監事として。監事の職務というのは、これ何ページに書いてあるんですか。今いただいたばかりだから。

4行目から記載されていますが、具体的にはなかなかわかりにくいんですが、財産の状況を監査する、理事の業務執行の状況を監査する、財産及び会計の状況または業務執行について。この3番目の会計の状況、業務の執行、この項が今回の事件に深くかかわることだと思っただけけれども、監事は、この3人とも間違いなく消防団の団長ですか。

山下消防保安室長 この3名の監事につきましては、山梨県消防協会の東部ブロック、中部ブロック、そして西部ブロックから選任をされました消防団長3名がお務めでした。

臼井委員 いわゆる専門の数字を分析したり、数字をチェックするという、消防の団長さんを別に否定するわけでも無視するわけでもないけれども、専門の人はいなかったということなんだね。専門の人を置かなくていいということにこの定款はなっているわけなんだね。定款全部見れないから今何とも言えないけれども、監事の選出について、聞いたほうが早い。監事は評議会で決める、その対象者は県下3ブロックに分けた消防団の団長が当たると、これに載っているわけなんだね。

山下消防保安室長 お手元の寄附行為の中には具体的な役職者・役職名というものは記載がございませんが、先ほど見ていただきましたその前にございます第10条のところに選任のルールがございます。評議員会において監事を選任するとあるわけですが、先ほど申し上げましたとおり各3ブロックから選出をされました消防団長が、監事という役職に選任をされていたということでございます。

臼井委員 恐らく職員や担当の責任者、役員を全幅の信頼を置いて何ら疑うことなく、これがある意味では見逃してきたと、こういう犯罪的な行為を見逃してきたということに尽きるんじゃないかと思うけれども、どちらにしましても、新しいのをちょっと見ましたら、新しいこの定款もいろんな今回のことを踏まえてつくられたんだろうけどもですよ、例えばね、21条の3、「業務執行理事(専務理事である業務執行理事を除く)」というのがあるけれども、この専務理事というのは相変わらず県の課長を充てているわけですか。この人を除くと書いてあるけど、業務執行理事を除くと、この専務理事になる者は相変わらず県の課長を充てているの。

山下消防保安室長 本年5月の評議員会におきましても、引き続き県の消防担当課長にある者が消防協会の今後の責任ある信頼を取り戻すために取り組むということの中で、引き続き専務理事ということで選任をされているところでございます。

臼井委員 ここに今いる人だ、どなた。

山下消防保安室長 消防担当の課・室長にある者ということでございますので、私が山梨県消防協会の専務理事に5月に選任をされております。

臼井委員

どちらにしましても、もうこれ以上やめますけれども、今回のこの巨額の横領事件だか何事件だか、全てが横領ではないかもしれませんが、どちらにしても、この使途不明巨額事件の反省を踏まえた定款になっているのか、役員の充てになっているのか、それが私は一番今回大切だと思っているんですよ。ところが相変わらず同じことを踏襲しているということが、今、明らかになったんですね。役員については同じように、県の担当室長が専務理事になって、今までと何ら変わらないものを踏襲していると。ほかにいっぱい変わったんでしょね、恐らく、後でチェックしてみますけれども、そういう点でこういったものが生かされているということが一番私は正しいことだと思うが、どのくらいこの事件が生かされた定款になったのかよくわかりませんが、場合によってはまた説明を求めるかもしれませんが、ぜひこれ総務部長は人事の責任者ですから、充て職みたいなものもあるでしょうけど、私は、今、検討しているやに伺っていますが、知事とか県庁職員が充て職でまことに充て職がゆえにほとんど実務に携わっていないという現実が、こういう問題を惹起したと思うんですよ。

だから、果たしてこの充て職制度というのがベストの制度なのかということ、しっかり研究せずしてまた充て職になっているということ、何としても不可解に思わざるを得ない。決して遅いとは思いませんので、この充て職というものを知事に限らず県庁職員の、例えば土地開発公社の理事長は県の企画部長の充て職になっているわけですよ。実務はふだんはほとんどしてない。よほどサインなり判こなり必要な決裁のようなことはしているかもしれないけど、してないのが実態ですよ。ですから、そういう意味で充て職という制度が、これは大変歴史的に古い制度なんでしょうけれども、しっかりこの事件を契機に考えられるべきだと、あるいは改めるべきだということ強く私は望んで終わります。

(投票率の向上について)

望月(清)委員

選挙管理委員会にお尋ねしたいと思います。各選挙におきまして事細かに報告はいただいているわけでありましてけれども、投票率の低下ですね、これがやっぱり大変問題になっている。こういう状況の中で山梨県は全国的にどのような形の中であるのか、また、今後どういう形に進んでいくのか、その辺について御意見を伺います。

秋山市町村課長

投票率の状況でございますけれども、直近で参りまして手元の資料で行きますと、昨年12月の衆議院議員選挙におきまして63.67%でございます。また、平成22年の参議院選挙では64.04%というふうな数値でございます。全国と比べましてポイントといたしましては全国でも平均よりも高いという状況でございます。

望月(清)委員

投票率というのは高ければ高いほど県民・市民の意向・意識というのが反映されるわけでありまして、やはり選挙管理委員会というのは投票率を常に高めていくと、こういう形の中での取り組みをしなければならぬ、こんなふう思うんですけども、いかがでしょうか。

秋山市町村課長

やはり選挙というのは最も基本的なものでございまして、それに伴いましてやはり県民の皆様の投票に向けた意欲を、かき立てていこうというふうなことで、さまざまな啓発活動を行ってございます。具体的には選挙時であります選挙時の啓発ポスターの掲示でありますとか、駅ビルあるいは県民会館等公共施設におきまして

横断幕を設置、また各市町村を通じまして啓発の広報等を配布してございます。また、選挙時以外の常時でございますけれども、常時活動としましては小中学生、高校生から選挙の啓発ポスターあるいはキャッチフレーズを募集いたしまして、そういったものを展示、あるいは、必要な啓発活動に使わせていただいているということがございます。また、昨年度からでございますけれども、小中学校に出向きまして具体的な小中学校の授業の中で明るい選挙で出前授業という形で、選挙のクイズでありますとか、仕組みを御理解いただくという中で、選挙出前授業を実施しまして、将来の有権者に対しましてもそういった活動を行っているところでございます。

望月(清)委員 県政・国政につきましていろいろ関心を持つと、それから、その状況を把握すると、こういう意味合いの中でもどうしても投票率を上げていかなければならない、こういう思いがあります。特定の政党については、政党活動の中で熱心に投票活動をするということなんですが、ここは高いんですけれども、一般の市民の方々はなかなか投票に行かないと。こういう形の中でやはり常に投票率を上げていくんだと、こういうやっぱり意気込みをあまり感じないんですよね。そこら辺についていかがですか。

秋山市町村課長 やはり選挙は基本的な最も自分の意思が反映できるものでございますので、なかなか委員御指摘のとおり全ての有権者の方においでいただくというのが難しい状況でございますけれども、みずからの意思を政治に反映させていただく機会でございますので、常時啓発も含めましてさらなる啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

望月(清)委員 ぜひ投票率を高めていただきたい。そして山梨県は素晴らしい県政を敷いていただきたい。また、国の方針によってもやはりそれに関心を持つような形の中で国民が誇りと、それから、自覚を持つ、こういう形の中で選挙を捉えなければいけない、こんなふうに思っております。ぜひ選挙管理委員会でもよろしく願います。

その他

- ・堀内委員の議員辞職に伴い委員席の指定を行った。
- ・人事異動に伴う新任の幹部職員の紹介を行った。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が7月25日に実施した出資法人に関する閉会中の継続審査案件に係る県内調査及び8月21日から2日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 飯島 修